

松戸市教育委員会会議録

平成27年8月定例会

松戸市教育委員会会議録

平成27年8月定例

開 会	平成27年7月23日(木) 14時00分	閉 会	平成27年7月23日(木) 19時10分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	市場 卓	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 松田 素行	○
	教育長職務代理者 關 英昭	○	委 員 市場 卓	○
	委 員 山田 達郎	○	委 員 武田 司	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 27 年 8 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	鈴木 三津代	21	生涯学習推進課 課長	鈴木 正則
2	学校教育部 部長	山口 明	22	〃 主幹	東海 和代
3	〃 参事監	門 良英	23	スポーツ課 課長	田岡 等
4	教育企画課 課長	宮間 秀二	24	〃 課長補佐	齋藤 健司
5	〃 専門監	渡邊 和宣	25	戸定歴史館 館長	齋藤 洋一
6	〃 課長補佐	平松 澄明	26	〃 館長補佐	町山 信吾
7	〃 主幹	大西 真	27	学務課 課長	久保木 晃一
8	〃 指導主事	大野 寿	28	〃 専門監	渡部 光洋
9	〃 主査	藤中 孝一	29	〃 課長補佐	池田 浩二
10	〃 主査	橋本 欣之	30	指導課 課長	波田 寿一
11	〃 主事	伊藤 翔	31	〃 参事補	阿曾 祐康
12	〃 再任用	堀切 芳夫	32	〃 課長補佐	後藤 忠幸
13	教育施設課 課長	関 聡	33	〃 課長補佐	菊池 聖子
14	〃 専門監	渡部 優樹	34	〃 主幹	長妻 一美
15	〃 課長補佐	田嶋 和彦	35	〃 指導主事	雨宮 紀美子
16	〃 課長補佐	小倉 慎一	36	〃 指導主事	浦上 和茂
17	社会教育課 課長	嶋野 嘉之	37	〃 指導主事	近藤 恭子
18	〃 専門監	町山 茂昭	38	〃 指導主事	稲積 賢
19	〃 課長補佐	藤田 和子	39	〃 指導主事	上田 芳子
20	〃 主査	千葉 寛	40	〃 指導主事	大倉 健司

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 27 年 8 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
41	指導課 指導主事	南 進史	61		
42	〃 指導主事	西野 友浩	62		
43	保健体育課 指導主事	山藤 陽	63		
44	教育研究所 指導主事	荒木 美穂	64		
45	〃 指導主事	平澤 由美子	65		
46	市立高校 校長	大嶋 一夫	66		
47	〃 教頭	齊藤 親一	67		
48	〃 教諭	石原 和樹	68		
49	〃 教諭	阿知波 育子	69		
50			70		
51			71		
52			72		
53			73		
54			74		
55			75		
56			76		
57			77		
58			78		
59			79		
60			80		

平成27年8月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成27年7月23日（木） 午後2時00分

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 請 願

・ 請願第1号

学校図書室に、各社教科書を設置して読み比べる
環境の整備をもとめる請願について

(2) 議 案

① 議案第19号

松戸市文化財審議会に対する諮問について (社会教育課)

② 議案第20号

松戸市教育功労者の表彰について (社会教育課)

③ 議案第21号

松戸市スポーツ推進委員の委嘱について (スポーツ課)

④ 議案第22号

松戸市戸定邸保存活用審議会
条例の制定について (戸定歴史館)

⑤ 議案第23号

平成28年度使用松戸市立松戸高等学校用
教科書の採択について (学務課)

⑥ 議案第24号

契約の変更について

((仮称) 松戸市立関台小学校新築工事) (教育施設課)

⑦ 議案第25号

平成27年度9月教育費補正予算について (教育企画課)

⑧ 議案第26号

平成28年度使用小学校、中学校用及び学校教育法

附則第9条の教科用図書を選択について (指導課)

(3) その他

教育長 それでは始めます。

傍聴についてご報告いたします。本日の教育委員会会議に、4名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申し出がある場合は、事務局への受け付けをもって許可にかえることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

教育長 ただいまから平成27年8月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を市場委員にお願いをいたします。

市場委員 はい。

教育長 よろしく申し上げます。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は請願1件、議案8件となっております。

このうち議案第25号は、市長に対し意見を申し出る事項でありますので、市長の意思決定にかかわる重要な事項に属します。

また、議案第26号は、教科書採択協議会の結果通知を受けて、本市と同様に各市教育委員会で教育委員会会議を開催することになりますが、それぞれの開催期日は各市教育委員会の裁量となっております。したがって、本市も含め、各市の決定が相互に影響を及ぼすことなく採択を行うとの協議会の申し合わせを勘案する必要があります。

したがって、議案第25号、議案第26号の2件は秘密会としてはいかががお諮りいたし

ます。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により進めさせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、議案第25号、議案第26号の2件の審議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、議案第25号、26号の2件の審議は秘密会といたします。

なお、議案第26号の結果につきましては、9月1日以降に公表することといたします。また、秘密会は議事録をとっていないところですが、議案第25号、議案第26号につきましては記録を残したいと考えています。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、そのように取り計らいます。

では、ここからの議事進行は關教育長職務代理者をお願いいたします。よろしく申し上げます。

◎請願第1号

教育長職務代理者 それでは、日程に従い議事を進行させていただきます。

初めに、請願第1号「学校図書室に、各社教科書を設置して読み比べる環境の整備を求めめる請願」を議題といたします。

本請願は、6月29日に提出され、受理したものであります。

請願書によりますと、教員や児童生徒にとって、自分で使用している教科書だけではなく、他の学年や他の学校で使っている教科書を手にとることは大変意義のあることなので、学校図書室に教科書を設置するよう求めるとのことです。

本請願について審議するに当たり、事務局より請願の趣旨に対する説明事項があれば、ご願います。

指導課長 請願第1号「学校図書室に、各社教科書を設置して読み比べる環境の整備を求めめる請願」は、現在4年に一度の教科書採択が行われており、採択された教科書のみを正しい歴史観と見誤る危険性があり、これを補正する手段として、図書館に違った歴史観教科書を

設置することが子供たちにとって有益であることから、学校図書室にも各社教科書設置を要請する請願であります。

その理由として、2点の内容が示されております。

1点目は、公共図書館への各社教科書の整備状況でございます。茨城県立図書館では、小中高の教科書全てを設置しております。また、千葉県立図書館3館、中央図書館千葉市、西部図書館松戸市、東部図書館旭市においても各社教科書を設置し、今週以降に閲覧できるような環境整備を進めていく考えが、さきの6月千葉県議会にて示されました。これらの状況から、場所もとらず、大量にある見本本を利用した公共図書館における教科書設置の整備状況は、展示会に行けない親や教師のためにもよい措置であることを挙げ、学校図書室でも整備を求めているものです。

2点目は、文部科学省による通知でございます。請願理由にある文言は、平成14年8月30日付文部科学省初等中等教育局長通知、文科初第683号「教科書制度の改善について（通知）」の3、その他にあります、「保護者や地域住民の教科書に対する関心に応えるとともに、教員による教材研究や児童生徒による学習の深化・発展に資する観点から、各学校の図書館や公立図書館に教科書を整備するよう努めること」からの引用。

また、平成24年9月28日付、文部科学省初等中等教育局長通知、文科初第718号「教科書採択の改善について（通知）」の3、その他の（1）図書館への教科書の整備にあります、「保護者や教員、児童生徒が、採択の時のみならず、常時様々な種類の教科書を手に取ることができる環境を整備するため、各学校図書館や公立図書館における教科書の整備に努めること」から引用いたしまして、通知内容を実現させ、子供たちや教師のために、各教科書の学校図書室への設置を求めているものでございます。

以上の理由から、請願者は学校図書室に各社教科書を設置し、読み比べるための環境整備を求めているものと考えます。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

これより質疑及び討論に入ります。いかがでしょうか。

山田委員 今回、教科書の展示期間に、私は土日に時間がありますので、土日に流山の展示センターで詳細にわたり確認をさせていただきました。小学校は今回採択ではなかったのですが、中学校を中心に拝見しました。

まず、1つ指摘といいますか、感じたことを申し上げますと、歴史観に違いがあるという

ことについては、ニュアンスは確かに違います。ただ一方で、非常に、思ったよりも、文科省の検定の結果かどうかわかりませんが、それぞれ押さえるべきところは押さえて必要なことは書いてあるという意味で、そこまで全く別のものが書いてあるとは私は感じておりません。もちろん全く別のものが書いてあるかどうかはここで大事ではないというのは承知はしておりますけれども、ありません。私のように、こういう立場であるから、そういう見比べようという思いを持って見比べることが、児童生徒がどれぐらいするかということは抜きにして、見てみると、非常に捉え方、角度について、少しのニュアンスの差であるということについては非常に興味深くは感じました。

あと私は、図書室、あるいは図書館、いずれも設置者の管理の中で、可能かどうかという。これは県立図書館に入ったということは非常に、ある意味、蔵書がふえたわけですから望ましいことだと思いますが、管理に委ねられるべき問題だろうというふうに思いますが、それを全ての学校図書室で置くべきかどうかということに関しましては、スペースの問題、有効利用の問題、学校の持つ役割、あるいは歴史だけなぜそれを置くのか、あるいはそのほかも置くのか、いろいろなことも考え合わせなくちゃなりませんので、これは純粋に管理者の責任者に委ねるべき問題だろうというふうに、この請願を見ては感じております。

意見でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

松田委員 質問させていただきます。

請願者は、違った歴史観の教科書を設置することを求めているのか、それとも全ての教科書を設置することを求めているのか、どのように解釈すればよろしいでしょうか。

教育長職務代理者 指導課長、お願いします。

指導課長 冒頭でございますように、学校図書室に各社教科書を設置して読み比べるための環境の整備ということが一義的なものであるというふうに捉えておりまして、その中で、理由の中で、歴史的な部分というような捉え方ではないかなというふうに理解しております。

松田委員 つまり、どういうことですか。

指導課長 つまり、全ての教科書を設置すべきというふうに捉えております。

松田委員 小中高とありますが、例えば小学校にも中高の教科書を置き、中学校にも、教師の勉強になるから、小学校、高等学校の教科書も全部置きたいという、こういう考えでしょうか。

指導課長 読み取りますと、小中高全てというふうに読み取れるのではないかと考えられます。

松田委員 わかりました。

その場合に、どれくらいの費用が必要になるのでしょうか。

指導課長 私どものほうでは、小中という感覚の中で、まず捉えさせていただいておりますので、高等学校までについては全て把握し切れていないところを先に申し上げておきますけれども、まず教科書については、それぞれの教科書で内容や冊数、大きさ等によりまして各値段が違いますので、一つ一つ申し上げるといふわけにはいきませんので、全体という形で申し上げたいなというふうに思っています。失礼します、ちょっとお待ちください。

指導課長 小学校の教科書を全てそろえると約10万円、中学校の教科書を全てそろえると約7万円、合計しますと17万円となります。これを全ての小中学校に、仮に全て予算化するとすると、1,100万円程度という形になろうかと思えます。

以上です。

松田委員 ありがとうございます。

それでは、今のことを踏まえて意見を言わせていただいてもいいですか。

教育長職務代理者 はい、どうぞ。

松田委員 ありがとうございます。

まず、私もこの請願を受けて、いろいろと教科書等をまた見させていただいたんですけども、正直言って、違いというようなものをそう感じることはできませんでした。いろいろな違いのある教科書を学校にそろえるということは意義のあることだとは思いますが、この請願にあるような読み比べるところまで、いろいろな歴史観があるものを読み比べることが大事なんだということになってきますと、むしろ教科書よりは別なもののほうがいいのかというふうに思ったりもしたことは事実です。

第2に、ここにある県立図書館とか茨城県の図書館ですけれども、やはり県立図書館となりますと、その使命を負うのだらうと思います。というのは、今、千葉県でも県立中学校というようなものができています。そうしますと、しばらく前まで県立は高校だけだったわけですけれども、中学校ができてきますと、やっぱり状況が変わってまいります。そうなりますと、県立図書館というところで、やっぱり条件をきちんと整備することが求められる。しかも、県内で採用される教科書というのは多様だと思えますので、それを揃えておくのは、県立図書館として意義のあることなのではないかと私は感じています。それと学校に置くということを同レベルで語るができるのかどうか、私はちょっと疑問に思います。

次に、今お話しいただいたとおり1,100万円という費用です。そして、それに高校の教科書が加わってくるということになりますと、相当膨れ上がってくると考えられます。潤沢に教育予算が使えるということであれば、これは大変意義のあることなのではないかなと思います。ただ、その教科書を学校図書室に設置することが、松戸の教育が抱えている課題の解決に即効的に機能するのということになってきますと、何かまだ、人の配置ですとかにかかわるべきものがあるのではないかと、こんなことも考えました。まだまだ全教科書を全ての学校にという段階に踏み込むということは、私としては賛成の意見を述べることはできません。

もう一つ申し上げます。やはり学校の図書館というのは、学校の課題に基づいて、学校の置かれている地域的な状況とかそういったものを考えながら学校長に委ねていくというのが、私は一番、その学校の教育にとってよろしいのではないかと考えています。

以上のような観点でちょっと意見を申し上げまして、まだその段階に残念ながら至っていないのではないかと。趣旨はわかりますけれども、至っていないのではないかと感じています。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

市場委員、どうでしょう。

市場委員 質問ですけれども、この間の教科書を見られる期間がありましたね。あの間に大体何人ぐらいの方の利用があったのかということをお教えてください。あと、これも確認ですけれども、西部図書館というのは、森のホールの隣の建物ですよ。あそこに全教科書が設置されるようになったということによろしいわけですね。

指導課長 人数のご質問ですが、今年度、松戸の教科書センターにおきまして展示会が開かれたのが、平成27年6月19日金曜日から7月9日木曜日までの期間でございまして、その間、閲覧者の合計は142名でございます。

西部図書館につきましては、松戸の森のホールの横にある図書館でございまして、そこに今週以降、一応、9月以降というふうに伺っております。

市場委員 流山の山田先生が行ったところのほうの閲覧者とかはわかりますか。

指導課長 はい、わかります。

教育長職務代理者 ついでに、野田市も含めてお願いしましょう。

指導課長 では、東葛管内6市の状況をご説明いたします。

まず、野田につきましては62名、流山につきましては61名、柏につきましては75名、我孫子につきましては66名、鎌ヶ谷につきましては127名、以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

市場委員、それでよろしいですか。

市場委員 はい。松戸の方が、利用が一番多かったということですね。それだけやっぱり関心が高いということでしょうと思いましたが、ありがとうございます。

教育長職務代理者 ということで、この請願について何かご意見ありますか。

市場委員 意見というか、ほとんど前の方のお二人とダブりますけれども、教科書を置いて読み比べるというのは、それが活用されれば意義のあることかなとは思いますが、教科書を置いたからといって、十分活用されるかというのは難しい。実際の授業の中で使われるかどうかというのはさらに難しい問題かなということが1つと、あとは学校図書館の管理、どういう本を置くかとかということについては、基本的にはその学校長を初めとする学校の責任と権限において行われることかなと思っています。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

武田委員、何かございますか。

武田委員 では、この6月に県議のほうで議決されて、県立図書館3カ所のほうで全教科書が設置していただけるということですので、これは松戸にとっては、同市内ということで非常にありがたい場所に設置していただけたということで、特段、距離においても不便もございませんし、ほかの市のことは別としましても、すごく恵まれた環境になったなということを感じます。

それと、学校内にそれを置くことに関しての自分の意見を申し上げますと、やはり皆様、委員の方もおっしゃっていたように、校長先生のお立場でどのように判断されるか、あるいは、すごく社会科に特化しているというのがちょっと気になる部分なんですね。それは、この請願に限ったことではなく、幾つかいただいたお手紙なんかでも、やはり歴史がすごく特化していろいろなご意見をいただいているように思います。ところが、こういう段階になると全教科書をもって、全てを平等にみたいなふうに書かれるのはちょっと論点がずれているように思うのが事実で、平等のように見えて、実は何かちょっとそれを、意見をちょっと変えてしまっているようなふうに感じるのが、私のこの請願に対するちょっとした疑問点ですね。どちらかというと、日々の中で先生方が閲覧して、子供たちが閲覧するというよりは、何か先生方の中でのディスカッションみたいなものを設ける中で、採択されていない教科書の部分の勉強会みたいなものがあれば、そういった部分というのは払拭されていくのではないかと

なというふうに私は感じました。

ただ、傾向としては、県に置きましようという形であるとか、子供たちに対しての不安感とか危機感を思ってくださいる大人がたくさんいるということはすごくありがたいことで、そういうご意見にちゃんと耳を傾けて考えていきたいなというふうに感じました。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

今、武田委員がおっしゃった社会科の、特に歴史の教科書に関して松戸市の担当の先生でいろいろな勉強会、研究会をやっているかどうかを含めて、教育長、いかがなものでしょう。

教育長 まず、今の件を含めての話ですけれども、社会科に限らず各教科の教員は、それぞれその教科についての勉強会というものを計画的に実施しているところが多いです。月1回ですとか2回ですとか、いずれも自主的なので、ほとんど夜ですね、いろいろな学校に集まって議論をしていると聞いております。私も現役時代は、そういうところには参加しているいろいろな意見を述べておりましたので、恐らく、これは推測ですけれども、この教科書についての議論もあつただろうなとは思いますが、それがまず1つ目。

それから、皆さんのご意見を伺いながら、やはりそれぞれの必要性というのは、この請願のご意見のように、教育論というのは全員の方が違ってはいますが、全員の方が恐らくは正しくて、それぞれの有用感というのは必ずある。ですから、これはもう全然というのはほとんどないんですよ。そういうところで、私、あるいは教育委員会とか各学校の仕事というのは、どこでバランスをとるかとか、どのプライオリティーを大事にするかというのは、まさに皆さんのご意見の中にもあつたように、松戸市全体、あるいは各学校の課題がどうであるから、こういうプライオリティーで考えるというふうに、そうやって一つ一つ仕事をこなしているわけです。そういった見方からしますと、やはりこの請願については無理だろうなという、実際、実施するのは無理だろうなというふうに感じます。

基本的に、そういった私の意見よりも何よりも、学校の経営ですので、校長の裁量です。そこに対して私のほうから、あるいは市教委のほうから、全部にこれは置きなさいと、そういうことは基本的には無理なことです。各学校の校長さんに任せるという方針をどんな問題についても、松戸は基本として持っていますので、この請願をこのままというのは無理だというふうに考えます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

請願につきましては、これに類似する請願を過去3回、この委員会で審議しました。

1つはこれで、2つはこれでというふうに今申し上げませんが、図書館と学校にこの図書を設置せよ、ないしは撤去せよという内容中心です。審議の結果、図書館については図書館長及び図書館における選書委員会で決定すべきことであり、学校については、今、教育長がおっしゃった事柄であるということで、いずれも請願は不採択にしてきました。

今回のこの請願の文章も、私は読んでみて、何が趣旨なのかなということが不明でした。しかし、先ほど指導課長が極めて丁寧に説明して、中身の整合性をつけてくださったので、それでいいと思います。それで整理つきました。しかし、そうすると、やはり過去に出てきた請願と、内容はほぼ同じであろうというふうに解釈します。

したがって、教育委員会で、ここでこういう図書は入れなさい、こういう図書は撤去しなさいというふうな指示は今までしてこなかったし、できないというのが教育委員会の態度であろうと思います。

というわけで、いかがでしょうか。請願第1号、採決してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 恐らく全委員のお考えは一致していると思います。

請願第1号については、不採択とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、請願第1号は不採択となりました。

◎議案第19号

教育長職務代理者 続きまして、議案第19号「松戸市文化財審議会に対する諮問について」を議題といたします。

ご説明願います。

社会教育課長 まずは初めに、資料の差しかえについてお願いでございます。

4ページの資料でございますが、最初お配りしたものが白黒の写真となっておりますが、ちょっと墨書のところが見づらい部分もございまして、改めてカラーのものを差しかえさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、議案第19号「松戸市文化財審議会に対する諮問について」ご説明いたします。

提案理由につきましては、坂花遺跡出土「國厨」銘骨蔵器、小野遺跡出土帯金具を松戸指定文化財に指定するに当たり、その適否について松戸市文化財審議会に諮問するためござ

います。

文化財の指定につきましては、松戸市文化財の保護に関する条例第4条第1項の規定に、市内に存在する文化財のうち重要なものを松戸市指定文化財に指定することができる」と規定されており、また同条3項に、文化財の指定をするにはあらかじめ文化財審議会に諮問しなければならないと規定されております。

初めに、4ページをご覧くださいませでしょうか。坂花遺跡出土「國厨」銘骨蔵器、これにつきましては蔵骨器という表現も用いられておりますので、括弧書きにて附記させていただいておりますが、こちらにつきましてご説明させていただきます。

坂花遺跡は市立松戸高等学校の南側に当たり、住所といたしましては紙敷、小字名が坂花と関台になります。先般、東松戸小学校ができましたが、その南西に当たります。坂花遺跡出土「國厨」銘骨蔵器は、高坏（たかつき）、これは長手の台脚がつく土器でございますが、その高坏をふたとし、高坏脚部に「國厨」の墨書銘がある奈良・平安時代の骨蔵器でございます。

ざっくりと申し上げますと、国営厨房の墨字銘つきのふたをした人骨埋葬のかめ棺、かめのひつぎということでございます。「厨」の文字を含む墨書土器が出土する遺跡は、官衙（かんが）、すなわち役所でございますが、及びその関連遺跡と考えられておりまして、昭和36年に畑の天地返しの際に発見されたものでございます。隣接する市川市には下総国府、今の千葉商科大学の北側に当たりますが、こちらのほうが存在したことが明らかになっており、今回の骨蔵器は下総国府との関連が推定されるものでございます。

高坏を骨蔵器のふたとする例は多くの出土例がないこと、「國厨」銘を有することから、この骨蔵器は下総国府と坂花遺跡及びその周辺遺跡との関係を考える上で貴重な資料であると言えるものでございます。

続きまして、6ページをごらんいただけますでしょうか。

こちらは小野遺跡出土帯金具、これにつきましては銚帯（かたい）金具という表現も用いられておりますので、こちらにつきましても括弧書きにて附記しておりますが、こちらにつきましてご説明させていただきます。

小野遺跡は、国道6号線の岩瀬交差点から松戸市の消防本部に向かう道路のおおむね両側に広がり、住所といたしましては胡録台、小字名が小野になります。小野遺跡出土帯金具は、平成4年に松戸市教育委員会が行いました小野遺跡第1地点の発掘調査により出土した奈良・平安時代の青銅製の帯金具でございます。帯金具が一遺跡から一部分だけ出土する例は

多くありますが、まとまった帯金具が出土する例は全国的にも極めて珍しいものでございます。帯金具の出土は、小野遺跡と市川市に存在した下総国府との関係が想定されるものであり、松戸市の歴史及び各地国府の研究において重要な資料であると言えるものでございます。

なお、6ページの小野遺跡出土帯金具の文化財候補調書の寸法の部分の図の下に番号を附番させていただきましたが、この番号を用いて7ページの現状、指定理由の説明をさせていただいております。表現的にややわかりづらい部分もあるかと存じますが、ご了承くださいませ。

今、ご説明させていただきました理由によりまして、坂花遺跡出土「國厨」銘骨蔵器、小野遺跡出土帯金具を松戸市指定文化財に指定するために、松戸市文化財審議会への諮問についてお諮りするものでございます。

なお、松戸市内には旧石器、縄文、弥生、古墳、奈良・平安、中世、近世の遺跡があり、今回の議案の2点は、市内では少ない奈良・平安時代の遺跡から出土した遺物で、さらに全国的に珍しい、貴重なものとなっております。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第19号につきましては、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

市場委員 松戸市指定文化財というのは、現状どれぐらい指定されたものがあるのかということと、あとこの骨蔵器というのは、昭和36年に既に見つかっているようなものなんですけれども、今になって候補に挙げる理由、何か新しいことがわかったとか、何かそういうことがあるのかどうかということを教えてください。

社会教育課長 まず、市指定の遺跡でございますが、現在38件となっております。参考までに、そのほか国指定が7件、県指定が5件となっております。

それから、なぜ、今改めてというお話でございますが、見つかった当時から、今、市内ではかなりたくさん遺跡が日々出土しております。そういった遺跡を分類し、また整理研究等していきながら調書等をつくっていくわけでございますが、その重要性について、この長い間に、全国的な出土例とかそういったものを比較検討しながら見ていった場合に、やはりこれは貴重なものであるというふうに判断したものですから、今回、議案として提出させていただいた次第でございます。

市場委員 じゃ、最近になって、その価値が改めて認識されたということによろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 それでよろしいですか。

市場委員 はい。

教育長職務代理者 ほかにいかがでしょう。

山田委員 この物の状態について、ちょっと教えていただきたいんですけども、私も博物館は行ったことはあるんですが、ちょっと記憶が定かでないんですけども、これは、例えば「國厨」銘の骨蔵器というものは、畑の中からこのままの状態が出てきたのでしょうか。修復をしたわけじゃなくて、完全な形のままにあったのかというあたり。

それと、鍔帯金具のほうなんですけれども、これはいわゆるベルトのような使い方をされると想像をして、本当に金具がベルトみたいに、ちょうどこの絵を見ますと、見えているんですけども、これも発見されたとき、それから今の状態、どのようになっているか教えていただければと思います。

社会教育課長 まず、最初の骨蔵器のほうでございますが、すみません、これが……。

山田委員 割れていたりしたものか。

社会教育課長 このままの状態です。それを周りを清掃して。このまま現状でというのは珍しいことかと思えます。

それと、もう一つの鍔帯金具のほうでございますが、今、山田委員さんがおっしゃいましたとおりベルトのような形で、ちょっと遠くて申しわけございません、例は違うんですが、ほかのもので復元したものなんです、革のところはこのような装飾具をつけて、高官、昔の官吏が使っていたものでございます。これが青銅でできているか、金とかそういったものがあるかで、その位がどうも違ったようでございます。

山田委員 ありがとうございます。

恐らく、そうすると、その周りからは付随して、これに関連する、また装飾品等もあろうかと思えますし、また子供たちなり市民の方に、ぜひそういった価値も含めてよりPRがされて、みんなでそういう勉強を深めていけたらいいなと思うんですが、なかなかこういう機会じゃないと、その価値が認識を私もできないものですから改めてお聞きしました。ありがとうございました。

教育長職務代理者 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

ちょっと伺いますが、カラープリントを見てはっきりわかったんですが、この「國厨」というのは、こういうふうに読んでいいのか、それとも高坏だから、これはふたにする前は逆

に置いておいて、それでふたにするとこうなる。そうすると、文字は高坏として置いたほうに書いてあるのか、それともふたにしたときに「國厨」がこういうふうに出るのか。

社会教育課長 まず、文字の点でございますが、これはふたにしたときに読めるような。それで、本来高坏は、關委員さんがおっしゃいましたとおり、お供物を盛るような器でございますが、それをひつぎというか、かめのふたに用いた非常に珍しいものでございます。

教育長職務代理者 わかりました。ありがとうございました。

ご説明では、畑の盛り返しをしていたときに出てきたということですが、傷つかずに、よくこのまま完全体で出てきましたね。すごいですね。

この中に骨も入っていたんですか。

社会教育課長 骨も収骨されておりました。

教育長職務代理者 その骨自体が、どの年代のものかということの鑑定もできているんですか。

社会教育課長 そこまではやっていません。多分、その地層とかそういったものから、奈良・平安時代のものであろうというふうに推測されるということでございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

こういう貴重なものを松戸市指定の文化財にしたいので、審議会にこれをお諮りしたいということです。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 ありがとうございます。

それでは、議案第19号につきましては質疑及び討論を終結し、採決いたしたいと思っております。議案第19号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第19号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第20号

教育長職務代理者 続きまして、議案第20号です。「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

ご説明願います。

社会教育課長 それでは、議案第20号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明いたします。提案理由につきましては、松戸市文化財保護協力員としての多大な功績と労苦に感謝の意

を表するためでございます。

松戸市文化財保護協力員は、松戸市文化財保護協力員設置規則第1条に基づき、本市文化財の保護、強化のため、教育委員会が必要と認めた地域に設置しており、市内の文化財の保護、啓発に協力していただいております。

具体的な内容といたしましては、保護協力員が担当する地域の文化財の状態や変化を把握し、文化財の標注や説明板の破損、台風のときなどの緊急時の文化財の状態の連絡などを行っていただいております。また、文化財防火デーを初め、社会教育課で主催している文化財行事へ参加していただいております。文化財担当職員と協力して市内文化財の保護、啓発に努めていただいております。

なお、ご提案いたしました松戸市教育功労者表彰推薦者名簿につきましては別紙のとおりで、こちらに記載いたしました推薦者2名につきまして、説明させていただきます。

初めに12ページ、神尾武男氏でございます。

神尾氏は、昭和52年6月より平成27年6月30日まで19期38年間、保護協力員を務めていただきました。担当は馬橋、小金、小金原地区でございまして、社会教育課で主催している文化財史跡めぐりの講師も務めていただいております。

次に13ページ、山崎四郎氏は、平成11年7月から平成27年6月30日まで8期16年間、保護協力員を務めていただきました。担当は常盤平、五香地区でございます。

以上の2人の推薦者は、いずれも担当地域の郷土史、文化財に精通しており、各地域の文化財の保護、普及啓発に尽力され、松戸市の文化財事業の発展に多大な貢献があったと考えております。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第20号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

武田委員 表彰とか推薦ということとちょっと離れちゃうんですけども、すごく長い期間にわたってなさっていただいている本当にありがたいことだと思うんですが、今、お話を聞いていましたら、要するに有形の建物であるとか遺跡、史跡の管理及び、そういうご説明いただいたりとか、いろんな形でかかわっていただいているということで、なかなかそういう方が次に育つ環境にあるかどうかということがちょっと気になったところで、そういった人事の流れというか、引き継ぎみたいなものというのはどういう感じになっていらっしゃるのか、

教えていただけたらうれしく思います。

社会教育課長 こちらの協力員の方でございますが、やはり松戸市の歴史とかそういったものにかなり精通されていらっしゃる方を中心に選任させていただいております、基本的にやはり現任者からの紹介であるとか、それから松戸史談会というのがございまして、そちらは社会教育団体なんです、結構そちらの団体が活動されておりますことから、そういった団体への協力、人員の選任依頼であるとか、そういったものをしながら、委員を選んでおります。

教育長職務代理者 この規定を初めて今回読ませていただきました。松戸市文化財保護協力員設置規則、昭和46年にできている規則なんです。第1条では、本市文化財の保護強化のため教育員会が必要と認めた地域に、なんですね。地域に文化財保護協力員を置くとあります。これに基づく協力員というのは今現在何人ほどおられるのか。

それから、このお二人を表彰するというのは、これでお辞めになるという意味でしょうか。その2点、お願いします。

社会教育課長 まず、今回のお二人については、お辞めになられたということでございます。6月末をもって退任されました。それで、6月までは市内で文化財保護協力員が5名いらっしゃいましたが、今、お二人お辞めになったことによりまして3名となっております。先ほど申しあげました馬橋地区、小金地区、小金原地区、常盤平地区、五香地区、お二人はこの部分を担当していただいていたので、そちら方面で、今、選任を急いでいるところでございます。

教育長職務代理者 そうですか。ありがとうございました。

先ほどの案件は、文化財保護審議会に審議をお願いしたんで、それと関連するのかなと思って、「松戸の教育」に関する委員一覧表を拝見しました。これは平成27年の一番新しいものです。文化財審議会委員は108ページに載っています。それで、今、審議している協力員の方のリストはあるのかなと思って見たら、それは載ってなくて、111ページにもう一度、文化財審議会委員が出てくるんです。同じリストが2つ出てきたので、協力員のほうかなと思ったんですが、違う。これは初めてですね。「松戸の教育」は、物すごくいい資料だと思っています。だから、時々これを拝見しているんですが、今回確認したら、108ページに文化財審議会委員があり、111ページにも文化財審議会委員があつて、同じものが載っています。何か意図的なのか、それとも協力員の間違いだったのかと、そんな気がしたので、一度、事務局でそれを確認してくださいね。

協力員については、そういう地味な仕事をされておられるということが今回やっとわかりました。ありがとうございました。

というわけで、議題についてはよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 それでは、議案第20号につきましては質疑及び討論を集結し、採決いたします。

議案第20号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第20号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第21号

教育長職務代理者 次に、議案第21号「松戸市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。

スポーツ課長、どうぞお願いします。

スポーツ課長 議案第21号「松戸市スポーツ推進委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

14ページをお開きください。

提案理由でございますが、松戸市市政協力委員地区長の推薦により、新たにスポーツ推進委員を委嘱するため、ご提案させていただくものでございます。

新たに委嘱いたします委員は、小金地区から推薦のありました宇佐見知美さんでございます。46歳、女性でございます。指導できるスポーツはドッジボールとのことでございます。

続いて、15ページをお開きください。

地区別のスポーツ推進委員の集計表でございます。これは、今回追加委嘱となる前の状況でございます。大変恐縮ですが、ちょっと一部誤りがございまして、ご訂正のほうをお願いしたいと存じますが、表の中央に平均年齢の欄がございますが、その一番下の合計欄の平均年齢でございます。男61.4歳とありますが、これを61.0歳、女61.0歳とありますが、これを60.7歳、男女の計でございますが、61.3歳とありますのを60.9歳に、それぞれご訂正のほうをお願いしたいと思います。申しわけございません。

それで、今回ご承認いただきますと、ナンバー9の小金地区の女性が1名ふえますので2名となりまして、小金地区の計が6名となります。その小金地区の平均年齢につきましては、

女性が49.0歳から47.0歳となり、男女計では61.5歳となります。また、松戸市全体では、女性が1名ふえますので37名となり、合計は109名となります。平均年齢は、女性が60.7歳から60.2歳となり、男女の計では60.7歳となります。

なお、任期につきましては、本日ご承認いただきましてから平成28年3月31日まででございます。

以上、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第21号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。これより質疑及び討論に入ります。

武田委員 任期が極端に短いように感じるんですけども、これはなぜですか。

スポーツ課長 任期は2年でございます……

武田委員 2年。

スポーツ課長 任期が短いという意味でしたか。

武田委員 1年ないですよ。

スポーツ課長 今回、追加ということでございますので、本来の任期は今年の4月1日から来年の3月31日までの任期でございます。2年間でございますが、今回、一部欠員等がございます、小金地区から、新たに地区長さんのほうから追加の推薦がいただけましたので、追加で委嘱をするものでございます。

武田委員 わかりました。

松田委員 私も今のところ、ちょっと不可解だったので質問しようと思っていました。規則の中では、委員の任期は2年としかないわけですよ。それで、今、欠員が生じたということだったんですけども、小金地区はもともと推薦依頼人数11名になっているところ、5名しかなかったわけですね。ですから、新規人選案件でよいと思われませんが、なぜ欠員に充てなければいけなかったのか、その辺の事情を教えてくださいませんか。

スポーツ課長 スポーツ推進委員の人数でございますが、特段、何人という規定はなくて、一般的に人口4,000人に対して1名ということでは言われておりますので、それで計算しますと、大体123名が一般的な人数というふうに捉えております。

それで、各地区の推進委員さんにつきましては、地区長さんからの推薦をいただいて委嘱しているわけでございますが、もともと小金地区は、なかなかふさわしい人数の推薦がいただけなくてもともと少なかったわけですが、それに加えて、ことしの5月に1名、小金地区

から欠員が出まして5名になっていたところ、その5月に欠員が出た方の補充という意味で、新たに推薦をいただいたものでございます。

松田委員 欠員ということの意味がよくわからないんですけれども、もともと人数が決められていないんだったら、欠員も何もないのではないかと思うんですが。

スポーツ課長 欠員といいますか、補充ということでご理解いただければと思います。

松田委員 補充ならば、2年間でいいのではないのでしょうか。

教育長職務代理者 記録をとる関係上、マイクをご使用になる場合には、お名前をまずおっしゃってください。

スポーツ課長 先ほどお伝えしたとおり、全体の任期が2年間でやっておりますので、前任者の残任期間ということで捉えております。

以上です。

教育長職務代理者 その見方をどのように考えるかですね。

松田委員のお考えは。

松田委員 私は、もともと、小金地区は少ないわけですから、追加というような考え方ではなくて、新たに委員をお願いをすることによろしいのではないかと思います。そうしますと、規則の第4条、委員の任期は2年というところが当てはまってくるのではないかと思います。ですから、あえてここで欠員という扱い、欠員が生じたからとか補充という考え方ではなくて、新たに委員を推薦するというのでよろしいのではないかと思います。

教育長職務代理者 松田委員の考え方はそういうことですが、スポーツ課では、従来どのような形で補充してきたかということもあります。その辺、どうでしょうか。

スポーツ課長 推進委員さんにつきましては、本日ご提案させていただいたとおり教育委員会議にお諮りいただいて委嘱しておりますので、その都度、任期がばらばらになりますと、ちょっとなかなかまとまりもつかないのかなということで、合わせて、全体で110名以上を超えていますので、まとめて委嘱をしたいという考えでございます。

以上です。

教育長職務代理者 そこなんですよ。任期を一定に、同じにしようという発想であるとする、そういうことになるんです。松田委員のおっしゃったのは、この4条に基づいて委員の任期は2年とあるから、選んだときから2年でもいいじゃないかと。そうすると、皆さんそれぞれスポーツ推進委員の任期がばらばらになってしまうということになると。したがって、スポーツ課では従来どういう形でやってきたかということでお聞きしたんですが、従来は、お

辞めになった方の残りの任期をお願いするという形でやってこられたということですね。松田委員はそれでも、やっぱり2年にすべきだというお考えですか。

松田委員 スポーツ推進委員というのは、重要なスポーツ振興の役割を担っていますので、人数もそれなりにいらしたほうがいいのではないかと思います。委員会の始期と終期がもう決められているという規則があるのであれば別ですが、この規則に則っていく限りにおいては、やっぱり2年とすべきではないかと私は思います。ただ、慣例が優先するという事情があるようでしたら、それに固執するものではありません。

教育長職務代理者 わかりました。

スポーツ課としてもそれでよろしいですか。そういう慣行があれば、それで松田委員も納得されるということです。

スポーツ課長 2年やっていただけにこしたことはないんですけども、次回の任期満了に伴って、また再度2年間、お願いすればよろしいのかなというふうに考えております。

教育長職務代理者 ということですね。

山田委員 今の関連で私の意見を申し上げて、それから別の質問でいいですか。

規則上どうするかということは、解釈はきちんと整理しておいたほうがいいと思うので、それはぜひと思います。

ただ、私が思うのは、例えば七草マラソンのお手伝いをするとか、いろいろな活動をするときに、この人は9月に任期が切れる、この人は3月に切れる、この人は5月に切れるということだと、一緒になって活動するときに支障があるという実態的な問題があるのであれば、それはそこで動く方の動きやすさを最も、これはこちらの役所側の、教育委員会側の都合でなくて、どうやったらみんなが協力し合いやすいのか、あるいは誰かがリーダーシップをとって、ある部署をおまとめになるのであれば、そういうためにどちらがいいのかという観点からの整理、あるいは規則の解釈の整理もされるべきだろうというふうに思いますので、ぜひ現場に即した結論を導いていただけたらと思います。

あと、ちょっと私の質問なんですけれども、小金地区、まだまだ人数割でいけば少し目標には遠いというところと、あと平均年齢に差が結構あって、もう70歳を超えていらっしゃる、性別で言えば男性の本庁とかですね、これは男女を通して70歳を超えていらっしゃる。これは小金に限らず、先ほどの文化財の保護協力員もそうですけれども、やはり市政に協力していただくという方々を、非常に協力的で、かつ人口としても多数を占めていた年代の方々がだんだんやはり高齢になっていくにつれ、先ほど武田委員のご意見もありましたけれども、

その先が心配です。ぜひそういう意味で、生み出していく、推薦をする母体がどうなっているか、今の現状がどうなのかというところを、小金地区に限らず、コメントいただけるとありがたいんですが、いかがでしょうか。

スポーツ課長 こちらとしても、極力お若い方ということでお願いはしているところでございますけれども、その活動も土日が主流という中で、お子さんをお持ちであるとか、そういった方はなかなかない実情があるのかなということでございます。

それで、今後も、他市の状況を見ますと公募等も行っているようなところもありますので、そこら辺も参考にしながら、ちょっと検討はしていきたいなというふうに考えております。

武田委員 今、山田委員がおっしゃったのとちょっと似た感覚なんですけれども、一番最初に平均年齢が出ている表を見たのが、割と余りない例だなと思ってちょっと気になったんですね。希望推薦人数に達して、なおかつプラスしている矢切地区は平均年齢が非常に若い。何かこういう成功例のあるような地区を、何がしかの理由があってそういうふうにあるのかなという特色みたいなものを、ちょっとサンプルとしてほかのところに、習い、教えていただくことができるのかなというふうに想像したのですけれども、いかがでしょうか。

スポーツ課長 今、ご指摘のありました矢切地区につきましては、総合型地域スポーツクラブで矢切スポーツクラブというのが設立されておまして、地域でかなり活発に活動されているというような事情もあろうかと思えます。そのほか、小金原と新松戸でそれぞれ総合型地域スポーツクラブは設立しているところがございますけれども、そういった設立等もあわせて、今後、力を入れていきたいなというふうに思っております。

教育長職務代理者 この問題はいつも話題になるんですけれども、なかなかうまくいかないんです。それは、ご苦勞なされた上で現状の形なんです。スポーツ課としても苦勞されていると思います。

差し当り、その辺は工夫していただくしかないんですが、きょうのこの方のスポーツ推進委員をご承認いただく件については、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ありがとうございます。

それでは、議案第21号につきましては質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

議案第21号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第21号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第22号

教育長職務代理者 続きまして、議案第22号「松戸市戸定邸保存活用審議会条例の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いします。

戸定歴史館長 戸定歴史館長でございます。

議案の「松戸市戸定邸保存活用審議会条例の制定について」ご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、戸定邸及び同庭園の保存及び活用に関し、教育委員会の附属機関を設置するためでございます。

お手元の資料の中で、条例案を配付させていただきました。この骨格について、ご説明させていただきますというふうに思います。

まず、所掌事務事項でございますが、この審議会は松戸市教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査、審議し、及びこれらの事項に応じて教育委員会に建議するということになってございまして、1つは、戸定邸及び同庭園の保存活用に関する事項、それから2番目は、戸定邸及び同庭園の保存活用計画の策定、推進及び評価に関する事項、そして3番目といたしましては、前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と定める事項です。

本年の3月10日に戸定邸の庭園が国の名勝に指定されました。そして今年度、復元工事の実施設計を行おうとしてございます。そのためには、例えば庭園の中の芝生の部分にトレンチを入れて、それが当時の芝生の面の高さが当時のままなのか、恐らく高くなっているところでございますが、高い場合にはどのぐらい高いのか、あるいは石が動いているのかいないのか、あるいは埋没してしまっている飛び石、景石等がないのか、そういった調査を行う必要があります。

これに関して、既に名勝になっておりますので、これは文化庁の許可が必要であると。そして実施設計を行うには、明治時代の写真資料、それから文献資料に基づいてこの考証を行います。当然、今の状態から変更するということになります。つまり現状変更を行うには、文化庁に対して現状変更の申請を出して、なぜ現状変更をするのかという説明を行うということになりますが、そういった許可をいただいて、初めて実施設計から工事に移れるということになります。

この案の作成のために、高い技量を持った専門業者に委託する予定でございますけれども、

さらに学識経験者、中でも国の文化審議会の委員を務められたような先生であるとか、その分野においても揺るぎない実績を持つような、そういった最高の先生方をお願いをして、最高の実施設計案を作成したいというふうに考えております。

そのために、この教育委員会の附属機関としてこの審議会を設置し、今年度は最大3回ぐらいは審査いただくというふうに考えてございますが、まず、具体的な基本方針が揺るぎないもので、間違いがないものであるのかどうか。そして、その復元の手法が間違いがないか、そういったようなことに関しまして、答申していただきたいというふうに考えております。

それから、名勝になった範囲といいますのは戸定が丘歴史公園約2万3,000平方メートルの約3分の2とっていい1万4,000平米になります。その中には当然戸定邸も入ってございまして、この戸定邸の建物自体も名勝の重要な構成物ということになります。この建物自体につきましては建築の専門家の知見、経験、そういったものが必要でございますし、お庭の庭園部分に関しましては庭園の専門家の知見、経験というものが必要ということになりますので、こういった建物と庭園を総合的に管理をして、初めて万全なる復元、そして今後の保存活用が図れるというふうに考えております。

そういったことから、委員につきましては、現在では最大8名というふうに考えておまして、学識経験者、それから地域の文化財に関して非常に長い揺るぎない経験を持つ専門家の先生方、加えまして管理を直接行うのは、松戸市及び松戸市教育委員会ということになります。戸定邸の建物の担当課は戸定歴史館、そして庭園部分に関しましては公園緑地課でございますので、戸定歴史館の館長と公園緑地課長、この2名、行政の委員も2名入りまして、学識経験者と行政のほうで揺るぎない審議をお願いしたい、あるいは市も一体となって進めていきたいというふうに考えてございます。ですので、市の職員が2名、それから外部委員が学識経験者等が6名と、こういう想定になってございます。

そのほかの条例部分に関しましては、ほかの外部委員をお願いをする委員会の条例の内容と同等ということになりますが、この期間に関しましては2年、再任は妨げないというようなことになっておまして、そして最後のところに、外部委員に対する報酬に関しましては2万円を予定していると。これは、ほかの教育委員会における同等の委員会、例えば博物館等資料選定評価委員会、美術品等選定評価委員会、そういった極めて専門性の高い高度な内容、それから豊富な経験が必要とされるという先生方をお願いをいたしますので、同等の金額とさせていただきます。

内容につきましては以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第22号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。これより質疑及び討論に入ります。

山田委員 何点か教えていただければと思います。

まず、今、平米数でご案内がありました、この戸定邸保存活用審議会が担当する範囲についてなんですけれども、現状の戸定邸、それから庭園、現状の庭園のあのラインですね、歴史公園との境。現状の庭園と戸定邸の範囲内ということによろしいんでしょうか。それとも、歴史公園とか博物館とかのほうにも関係するのかなという、その範囲の問題を教えてくださいたいのが1つ。

それから、第5条の任期2年で再任もありということなんです、今後この審議会は常設されて、戸定邸がある限りこの保存活用については常設されるべきものなのかどうかということが2点目です。

それと、これで最後ですが、第2条に戻るんですが、本文のところ、教育委員会から諮問すると。それで調査審議して、それから教育委員会に建議するという、教育委員会と、それからいわゆる戸定邸、戸定館の課と、それからこの委員会の会議と審議会との関係性の中では、必ずこの教育委員会から諮問をして、それに対して教育委員会に建議が戻ってくるというふうに理解をするんですが、それでよろしいのかどうか。あるいは事務局的に、もっと日常、何か細々としたやりとりをして意見をいただいているのか、ちょっとその辺のところを3点、お願いします。

戸定歴史館長 まず、1点目の直接的な範囲でございますけれども、この範囲に関しましては、一番直接的な中核部分として考えておりますのは、国が名勝に指定した範囲、名勝指定区域でございます。この区域は、ちょっと図面がないとなかなかご説明しにくいんですが、南北に細長い戸定が丘歴史公園のほぼ西半分程度、一番南端は千葉大学園芸学部のフェンスのところまで来ております。ですので、現状ごらんいただきますと、戸定邸の生け垣があって、そして福島県の学生寮がかつてあったあたり、ここは実はほぼ千葉県の名勝指定区域だったんですが、それからさらに国の名勝指定区域は広がっております。その全域が根幹部分というふうに考えております。

ただ、その指定範囲区域を越えては議論はしないのかといいますと、活用という言葉が入ってございますが、この中核部分を最大限生かしていくためには、その隣接区域との関連性、

そういったものも非常に重要になってくると考えております。名勝指定区域を越えた部分、通常自由に立ち入ることができる庭園部分のあり方、それからもう一つは、坂道を上ってカヤぶき門に至るといふようになりますが、そこに至るまでの全体的な景観の今後のあり方ですね。こういったものに関しましても、高い知見、経験をお持ちの先生方に入っていていただき、最高の状態で名勝の魅力をいかんなく体験していただく、味わっていただくための方策についても、これは活用という観点からご審議いただきたいというふうに思っております。

それから、任期の面につきましては、一応2年というふうに任期を区切ってございますが、基本的には、今、直接的な最優先といたしますか、直接取り組んでいるテーマは庭園の復元ということでございますが、当然、戸定邸の建物自体もどういう保存活用を図っていくか、これも重要なテーマでございます。そして、この保存活用に関する計画といたしますのは、庭と建物が一体となった保存活用計画、これが整然たる体系をなして、そして遂行されていくということが重要だと考えておりますので、この庭の復元という直接的な大テーマが終わった後も、これを建物についてはどう具体的に保存活用していくのか、こういったことも継続的な審議が必要かと思えます。

そして、定期的に保存、それからもうちょっと細かく言いますと、保存、管理、それから場合によっては建物の復元ということも将来のテーマに入ってくることがあると思えます。そしてどう使っていくのか、どういふふうに使いこなしていけば最大の文化財としての価値が発生するのか、こういったことに関しましては、これはずっと永続性のあるテーマだと考えておりますので、この任期は2年でございますが、戸定邸を将来にわたって最高の状態で活用していくためには、存続していくというのが今の考え方でございます。

それから、3番目のご質問でございます。これは諮問機関ということになりますと、今ご指摘がありましたように、この委員の中に市の職員が入ってございます。そうすると、見方によっては教育委員会自身、例えば私が、かくかく諮問してもらいたいというような、事務局の長も兼ねておりますので、そして今度は先生方をお願いすると、外部委員100%ですとそういう形になるんですが、同時に自分も入っているということになります。この場合には、考え方といたしましては、ただ単純に、そこだけ見ますと自問自答みたいな話に聞こえるかもしれませんが、その中に入って外部の先生方と存分に我々の考え方、どういふふうにしたいのだと、あるいは場合によっては、理想論としてはそうなんだけれども、今できる精いっぱいのご事情はこういうことなんだと、こういうことを申し上げなければいけない。そういった中で最適な答えは何か、そういうところに関しましては忌憚なく議論をさせていた

だいて、そういったことも踏まえて、地に足をつけた議論を進めていきたいというふうに思っております。

ですので、このところで実際問題としましては、事務局としての機能、これは提案、諮問をするまでのところですね。それと、その中に入って、その諮問内容について、実は戸定歴史館のほうでいろいろ長年にわたって研究した蓄積というものもございますので、そういった素材も、ぜひ先生方に提供して、そういった上で判断をしていただくと、そういうようなこと、一体となって今回は進めていくと、そういう審議会を目指したいということがございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 説明が長くて要領を得ない点があります。どういうことかといいますと、山田委員がとてもいい質問をされました。規則集を見ると、戸定歴史館条例というのはあるんですが、戸定邸に関する条例は何もないんですね。それとも何かありますか。

(「ございます」の声あり)

教育長職務代理者 戸定邸に関する市の条例はあるんですか。

戸定歴史館長 戸定邸に関する条例といいますのは、戸定歴史館条例の中で戸定邸についての記載がございます。それが戸定邸を管理するという根拠条例ということになっております。

教育長職務代理者 そうですか。ありがとうございます。

戸定歴史館条例というのをそんなに詳しく見たことがないんでわかりませんでした。今条例の条文を確認しますね。

戸定邸という言葉は、2条で、戸定歴史館は次に掲げる施設を置くとあって、歴史館と戸定邸があります。したがって、松戸市戸定歴史館条例というのは、戸定邸を含めた条例というふうに理解できます。歴史館だけかと思ってましたが、戸定邸もこの中に入っているんですね。

ということで、今度、戸定邸をどのようにしようかということで、戸定邸保存活用審議会条例をつくりたいということです。この条例をつくって、国の名勝指定を受けた戸定邸に関しては、この委員会でもって審議をしていきたい。その保存、活用計画の策定等をここでしっかりやっていきたいということです。そうすると、管理をするのは、歴史館長ということになるという理解でいいんですか。

戸定歴史館長 ただいまの根拠条例に関してでございますが、戸定歴史館設置条例と、もう一つ、公園部分に関しましては都市公園条例というものがございます。戸定邸のお庭は、その

条例によって管理されていると、その担当課が公園緑地課ということになります。ですので、そういったものを総合的に保存活用するためには、戸定歴史館とあと公園緑地課、こちらの両課が連携して行わなければならないということになってございます。

以上です。

教育長職務代理者 なるほどね、公園もあるから、それは公園緑地課の管轄である。名勝指定を受けたがゆえに、そののところを少し整理しなければいけないというか、それを根本的に考える部署が必要になってきたわけですね。それほど名勝指定というのは、重要なんですね。勝手にいじれないとおっしゃったということは、そういうことですね。

教育委員会としてはこういう審議会をつくって、根本的な問題を議論していただくという理解でよろしいですか。わかりました。

市場委員 こういう審査会というのは、会議の公開だとか議事録の公開だとか、そういうものについてはどういうふうに考えられているのでしょうか。

戸定歴史館長 基本的には原則公開にしておきたいというふうに思います。

市場委員 ここには別に何にもそういうことは書かれていませんけれども、一応そういう方針だということですね。

戸定歴史館長 はい。特段それを、例えば秘密会であるとか、そういう制限をしなければいけない場合には明確に書き込まなければならない。書いていないということは原則公開であるというふうに、前提として理解しております。

市場委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほかにいかがでしょうか。

3月に国の名勝指定を受けた記念祝賀会がありました。そのときに、昭武さんの末裔の方がいらっしゃいました。昭武さんの末裔の方はあの建物にしばらくの間住んでおられたようです。当時、庭に置いておいたつぼを寄附してくださるとのことです。そのつぼが本来の位置から上がっているとすると、それを下げなければいけないことになるのか、正確に再現するとすると、そういう問題もありますね。

また、戸定邸は、一方は皇居のほうを、一方は日光東照宮の方を見る、その角度で建物は位置しているとのことでした。皇居と東照宮を意識している立地なんですね。そんなことをこれから検討していくと、あの木はあそこにあっちゃまずいとか、あの木はここにあってはまずいというふうなことも出てくるわけでしょうね。

戸定歴史館長 復元に関しまして、まず、グラウンドの地面の高さでございしますが、今、相当

面、毎年、管理のために芝生に土を入れます。その土入れを繰り返すことによって、相当高くなっていると。そして、その高くなった芝生面が、雨が大量に降ったときには、建物の礎石自体の高さは変わっておりませんので、ちょうど斜めになって、そこに床下に大量に水が流れ込むというような状況が発生しております。

それからもう一つは、グラウンド面自体が長年の経年変化によって、維持管理の結果として上がっていると。ですので、今、基本的な考え方としましては、そこで何センチ上がっているのか、そういう明確なデータというものを突きとめて、そしてなるべく下げたいというふうに考えております。

それから、今の眺望の件に関しましては、そういった、例えば西側方向を見たときの明治時代の写真、完成直後間もないころの写真、そういったものがございます。今おっしゃられました天皇に対する眺望、それから日光に関しましては、ご存じのように家康公が祭られているところということになりますので、徳川家の直接のご先祖ですね、この2つの視点、眺望、景観というものは極めて重要だと思っておりますので、そういったことを、さらに明治時代の古写真という具体的な根拠に基づいて検証して、樹木も相当程度、伐採するもの、あるいは移植するもの、あるいは補植しなければいけないもの、そういったものが発生してくるというふうに今の時点では考えております。

以上です。

教育長職務代理者 という意味では、やっぱり専門家にいろいろと議論していただくほうがいいわけですね。そのための審議会をつくりたいという条例です。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 ありがとうございます。

それでは、議案第22号についての質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第22号、この審議会条例ですが、内容も含めて条例を設置するということに、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ご異議がないものと認め、議案第22号は原案どおり決定いたしました。

教育長職務代理者 これから少し重い審議内容になっていきます。

最初に、議案第23号「平成28年度使用松戸市立松戸高等学校用教科書の採択について」を議題といたします。

ご説明願います。

学務課長 学務課の久保木でございます。よろしくお願いいたします。

議案第23号「平成28年度使用松戸市立松戸高等学校用教科書の採択について」ご説明いたします。

市立松戸高等学校長から提出されました資料をもとに、平成28年度使用教科書の選定が適性に行われましたことを事務局において確認いたしましたので、さきの定例会議後、関係資料を事前に配付させていただきました。

本件は、松戸市立高等学校管理規則第19条の規定に基づき、その採択をしていただくために提案するものでございます。

それでは、議案の内容についてご説明いたします。

まず、さきの定例会でお配りしました関係資料の1ページをごらんください。

選定教科書一覧でございます。右端の新規の覧に丸をつけた教科書が新規に採択の対象となる教科書でございます。したがって、新規の覧に丸をつけていない教科書につきましては、前年度以前に採択いただいている教科書を継続して使用することになります。

続きまして、2ページをごらんください。

右端の難易度についてご説明いたします。教科書の難易度につきましては、各教科担当教員の判断に基づいて、基礎的なものをA、発展的なものをC、その他をBと記載しております。例えば、この表の下から4行目にあります英語表現Ⅱの教科書「NEW FAVORITE English Expression Ⅱ」がCとなっております。これは、国際人文科3年生の履修科目で使用いたしますので、高度な学習に堪える教材として選定された教科書であるためです。

次に、3ページの新規選定教科書採択調査票をごらんください。

票の右側、採択の方針の覧は、関係資料5ページにあります松戸市立松戸高校で使用する教科書の採択に関する方針の各項目に、それぞれの教科書が適合していれば丸をつけております。事務局で事前に調査した結果、全ての教科書が採択の方針に合致してございましたことをご報告いたします。

最後にインデックス、理由書がついているページをごらんください。

平成28年度使用教科書の選定理由書でございます。幾つか例をお示ししたいと思います。

まず、教科名の国語でございます。その理由書の、あと3枚ほどページを進めていただきますと、科目名の現代文では、1、内容の(2)内容の精選にあるとおり、生徒に主体的な思考、表現の確立を促すことができる教材が選ばれており、多様な可能性を追求できる教科書であると評価しております。

同様に、その後の教科名理科でございます。インデックスの理科のページから7枚ほどページをさらに進めていただきますと、教科名の地学基礎では、1、内容の(1)教科の目標への適合にあるとおり、目的意識を持って観察、実験を行い、地学的に探求する能力、態度を育成でき、科学的な見方や考え方を養うという目標に適合している教科書である、そのように評価しております。

このほか、教科書の選定経過につきましては市立松戸高等学校長よりご説明申し上げます。

なお、質疑応答につきましては、市立高校学校長及び教職員が対応いたしますのでよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

それでは、引き続きお願いします。

松戸高等学校長 市立松戸高等学校長の大嶋でございます。よろしく願いをいたします。私からは、教科書選定の経過について報告をさせていただきます。

お手元の資料4ページをごらんください。

5月2日、県教育委員会主催の高等学校教科書選定連絡協議会、これに教務主任が出席いたしました。そこで教科書選定に当たっての説明を受けてまいりました。その際、平成28年度使用教科書の選定について、さまざまな事務手続の書類を受け取ってまいりました。また、5月1日付松戸市教育委員会学務課長発文書、平成28年度の使用教科書の選定についてにより、松戸市立高等学校で使用する教科書の採択に関する方針にのっとり、厳正に選定することなどの指導がございました。

以上のことを踏まえまして、5月12日、教務部におきまして選定の方針及び選定の手続を確認し、各教科主任に連絡をいたしました。

具体的な内容につきましては、5ページをごらんください。

松戸市立高等学校で使用する教科書の採択に関する方針に示された事項に基づき、できる限り多くの教科書を比較検討し、最も適切な教科書を選定すること、特に教科書の選定(1)から(5)の記載にございますように、教育課程に即したものであること、法令等に

基づいたものであること、慎重かつ公正に行うこと、学校の実態に即し、生徒の学力に応じた最もふさわしい教科書を選ぶこと、継続して使用できるもの。さらに、6ページにございます市立高等学校用教科書選定の観点に基づき、各教科書会社が発行しております趣意書等も考慮しながら、慎重に選ぶよう指示をいたしました。

4ページに戻りますが、5月12日から各教科において教科書の選定作業を開始いたしました。6月1日、各教科会で教科書選定一覧並びに選定理由書が作成され、教務部に提出がされました。その後、教頭、教務部で提出された教科書選定一覧、選定理由書等が適切であるかどうかの確認をしながら、取りまとめ作業を開始いたしました。そして6月4日、校長、教頭、教務主任等で選定教科書一覧表、選定理由書、選定経過報告書等について最終確認を済ませ、翌5日、松戸市教育委員会へ報告したところでございます。

以上、ご報告申し上げます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

一応ここで、何か皆さんのほうからご質問があるかどうか確認します。

松田委員 私はあります。

教育長職務代理者 たしかこの前のこの委員会でも、松田委員から質問が出たというのをちらっと思い出しましたので、事前にここでご質問を伺いましょうか。

松田委員 昨年も、私、聞かせていただいたんですけども、今、校長先生のお話の中で、非常に厳正にその選定に当たったと、方針に従って厳正に当たったということ聞いて大変安心いたしました。そこでお伺いしますが、方針の教科書の選定の中の（3）ですけれども、広い視野からの意見を聴取しとあり、聴取をしなければならないわけですね。その例が、学校評議員からの意見を含むというふうな形で例示として挙げられていますが、選定経過を見ますと、外部の方とかそういう方は今まで一切入っていませんね。このあたりをどのようにお考えになったのか、お聞かせいただきたい。

それから、もう一点です。選定の観点として、地域性への適合という項目があります。1番目の内容の（5）です。地域性への適合というのがあります。今回の資料を全部、この視点で読ませていただきますと、高校側で作った資料においては、地域性への適合というのが3つのパターンがあります。まず第1番目が、ほとんどが特記事項なしというようなものです。そして2つ目に、全国的な記述が松戸市にも当てはまるだろうと、こういうパターンです。それから3つ目に、千葉県が、例えば九十九里のものが載っていたりすると、松戸市の事情を踏まえると、これは生徒の学習に当てはまるだろうと、こういう3つのパターンが

ありました。今回、新規に採用されたものというのが、3つとも特記事項なしということになっています。そこで質問ですが、特記事項なしというのをどのように解釈したらよいか、お聞かせいただきたい。

松戸高等学校長 まず、最初の質問でございますが、一般からたくさん意見を聴取するということでございますが、本来、教科書選定に当たりましては、生徒の実態を一番よく把握し、実際に教えている先生方、これが選ぶものが基本だと考えております。その一般的な方々の意見というのは、この新たに設ける場ではなくて、職員が各研修会に行ったり、あるいは講演会に行ったり、いろいろな情報を収集しております。恐らく、その中で教科書についていろいろな意見が出ておきまして、それをあくまでも参考に採択をするというふうに私は認識しております。この短い期間の中で、特にそういう期間を設けるわけではなく、随時保護者等からも意見を受け付けておりますので、その中から各教科担当が判断をし、取捨選択をしたということでございます。

もう一点の地域性についてでございますが、高校の教科書につきましては、この地域性が非常に難しゅうございます。これは調べてみますと、義務教育の段階で、各地域に即した教材、あるいは副教材の採択という項目がございますが、高校は全国で使う教科書でございますので、地域に特化したもの、その教科書というのは探すのは非常に難しい。ただ、松戸市の学校でありますので、できるだけその中で関連したものを取り扱う。それは教科書ではなくて、例えば家庭科の授業におきましては、健康福祉部に連絡をとりながら資料を提供してもらったり、そういうことで対応をしているところでございます。教科書本来について地域性ということについては、教育委員会からのこの指針でございますが、どういう趣旨なのかというのは、つくられた文書、教育委員会のほうにお尋ねいただければと思います。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

松田委員、それでよろしいですか。

松田委員 意見を言っていていいですか。

教育長職務代理者 はい、お願いします。

松田委員 まず最初の方針のところですけれども、もしこの方針が適切でないとするれば、それなりの意見をおっしゃっていただきたいと思います。

それから、今の地域性の解釈なんですけど、今のお答えには無理があるだろうと思います。今回、私は地域ということに非常にこだわったわけは幾つかありまして、1つは、教育委員

会の組織が変更になったということですね。こちらのほうは、地域の教育に対する責任に対して明確にしていこうという趣旨があります。したがって、教育がその地域で、松戸市なら松戸市できちんと責任を持つというような意味が含まれていますので、これをまず最初、受けとめていかなければいけないだろうと思います。すると、地域文化が全国にどう発信されていくのかということの見方というのも一つの指針になるでしょうし、あるいはもう一つは、松戸市の小中学校が言語活用科というようなことに取り組んでいます。市立高校としてもこの辺を受けとめて、小中学校との連携をどのように図っていくのか、また発展させていくのか、これは市立高校としての使命だろうと私は思います。そうしますと、言語活用科というようなものを地域の関連という視点で見えていくというのは、必要なことであつたのではないかと思います。

お答えについては広げ過ぎないで、やはり方針があるからには方針にのっとってやっていただく。これが今回、2年続きで無理だったということが証明されましたので、無理ならば、その理由と、これがどういう形ならば実行できるのか、そういったことを提案をいただきたいと思いました。

以上、2点です。意見でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

お願いします。

松戸高等学校長 それでは、お答えいたします。

その地域性につきましては、この松戸市教育委員会で作成したものは、県立高校の作成したものと大きく様式等が異なっております。私もいろいろな経験をしながら、昨年度からそれについては要望を出してきたところでございます。

それから、地域性に関しては、教科書を採択するもので完成するものではなくて、その教科の内容、やり方等々で実現するものだと考えております。

それから、言語活動につきましては、本校ではクリティカル・シンキングというのを、全国ではまれなものを全校で導入しております。昨年11月に研究協議会をやりまして、遠くは富山、石川県からも見学に来たところであります。小中の継続、連続性につきましては全校で取り組んでいるところでございます。これは教科書とは関係ないところで、学習活動、教育活動として取り組んでおります。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

松田委員、というお答えですが。

松田委員 いろいろ考えるとところはありますけれども、最後に、教科書を通して市立高校をどう発展させていくのかということが視点だろうと思います。現在、いろいろ取り組んでいるということはわかりますけれども、やっぱり教科書採択の視点は視点として、きちんと捉えていただかななくてはならないだろうと思います。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

基本的な教科書選定についてのご意見を伺いました。それを前提において、このように結果を提出していただいたわけですが、その前提について、まだ何かご意見等ありましたら伺いますが、よろしいですか。

今のは総論ですが、次に各論として各教科書について選出された教科書、それについてはいかがでしょうか。以前は、A、B、Cの難度についても皆さん関心ありました。それは、学校の先生方がそれぞれ、その子供たちの能力や、あるいは子供たちの学力に応じてこの教科書を選ばれたということです。特にC、A難度の教科書を選ばれたことについては、国際人文学科の特殊性ということで、このような難しい教科書になっているということでした。ということで、これは教育長、トータルとして皆さんにお伺いしたほうがいいですね。

教育長 そうですね。

教育長職務代理者 一括して伺いましょう。

教育長 細かいのがあれば、また別の話ですけれども。

教育長職務代理者 個別科目について何かご質問があれば伺って、お答えいただく。それで、最終的にはこれを一括してご承認いただくということで採決をとりたいと思います。それでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 それでは、科目ごとで何かご質問等ありましたら、お願いします。

市場委員 英語のことについて聞きたいんですけども、新しくコミュニケーション英語、3年生用という意味だと思えますけれども、「New One World Communication Ⅲ」というのが新しく採択されたということになっています。去年の資料を見返してみますと、去年はVivid EnglishのⅢというものが新しく採択されていて、その理由説明として、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲで同じものを使ったほうがやりやすいということが書かれていました。それなのに今回、また変わった特別な理由があったのか、ここに書いてあること以上のことはないということで

あればそれまでなんですけれども、何かあるのかどうか、ちょっと教えていただけませんか。

松戸高等学校長 それでは、コミュニケーション英語Ⅲについてでございますけれども、今回出したものにつきましては、人間の誕生について、より身近な話題を載せてあったり、あるいは古代ローマ人と現代人の生活の比較等々で、知的好奇心を非常にかき立てる教科書でございます。子供たちのより学習効果を上げるために、今回、変更をさせていただきました。

詳細については、もしあれでしたら英語科が来ていますので、お答えをしたいと思います。以上です。

教育長職務代理者 市場委員、それでよろしいですか。それとも英語科のご説明……

市場委員 もし、直接担当されたあれが、コメントだけでもいただければと思いますけれども。

教育長職務代理者 それでは英語担当の先生、お願いします。

松戸高等学校教諭 英語科の石原と申します。

基本的には、担当する職員が責任を持って教材のほうを決めていくわけなんですけれども、今お話があったとおりでして、生徒たちの興味関心を引けるような内容であるかどうかということで、教科書の扱っている題材については、難易度もそうなんですけれども、内容ですね、トピックですね、こういったものもしっかりと生徒たちの興味関心に合っているかどうかということを判断をして決めていますので、今言ったような内容が、非常に生徒たちを引きつけるものであると判断して決めました。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

それでよろしいですか。

市場委員 結構です。ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほかにいかがでしょう。

武田委員 今のコミュニケーション英語という科目というのは、余り見ない学校もあるかと思うんですね。その中で、国際人文科というのの特色との教科書の何か選定の関係みたいなものがもうちょっと具体的にわかるといいなと思ったんですけれども、留学制度なんかも含めて、ちょっと教えてもらえたらありがたいんですが。

教育長職務代理者 武田委員はこの4月から教育委員になりましたので、去年のこの教科書裁定会議には出席しておりません。したがって、この教科書裁定については資料は事前にお読みいただいているけれども、国際人文科そのものについて全く情報を得ていないと思いますので、それも含めて、英語科としては、このコミュニケーション英語でどんなことを特色をもって、この教科書を選ばれているか。つまり、留学だとか海外生活を含めた、そんな総合

教育でもってこういう教科書になっているという、その関連をちょっとご説明いただけるといいなと思います。

武田委員 ありがとうございます。

松戸高等学校教諭 本校は普通科と国際人文科とあるんですけれども、カリキュラムがそもそも違っておまして、普通科のほうですとイングリッシュコミュニケーションのⅠ、Ⅱ、Ⅲというものが生徒たちが必修としているものです。ところが、国際人文科につきましては総合英語という名称の科目になっておまして、そもそも科目の名称も違いますし、難易度、内容も違っております。

イングリッシュコミュニケーションにつきましては、やはり今、国のほうとしても、生徒たちの英語のコミュニケーション能力ですね、これを高めるための教科書をということで、どんどん今形が変わってきておまして、授業のほうもアクティブ・ラーニング等をどんどん取り入れていって、そういう形で使いやすいような教科書づくりに今なっております。

総合英語というのは、国際人文科のほうで使っている教科書になるんですけれども、これはまたさらにちょっとレベルの高いものでして、内容的にも非常に、社会的なものを扱っていたりとか、世界問題を扱っていたりとかいうことで、もうちょっと深く読むと。それで、さらに言語活動も取り入れていくというような内容のものになっております。

教育長職務代理者 実際に海外留学の機会、あるいは海外学習の機会というのが現実にもどの程度行われていますか。

松戸高等学校教諭 海外研修ですか。

教育長職務代理者 そうですね。

松戸高等学校教諭 本校では、国際人文科をまず対象に、1学年におきましてマレーシア研修を行っております。それから、2年生になりましたらアメリカ研修というものを、これはクラス単位で、1クラスしかないんですけれども、行っております。普通科につきましては、本校は姉妹校がオーストラリアにありますので、その姉妹校のプログラムに普通科も参加することができます。ただし、これは募集をかけて、参加希望があった生徒を対象に選抜をして参加をさせております。

武田委員 選抜というのは、試験みたいなものですか。

松戸高等学校教諭 そうですね。面接試験、それから作文をしまして、その生徒たちの適性であるとかやる気とか、そういうものを見て総合的に判断をしております。

武田委員 ありがとうございます、いろいろと。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

よろしいですか。

武田委員 はい。

教育長職務代理者 ということです。日本の教育は、今、非常に難しいときにあると思うんです。いわゆるグローバリゼーションということで、教育の世界もやっぱりグローバル化、グローバル化に流れているんですね。何がグローバルかという、それぞれによって全く違うんです。何でもグローバル化に入れちゃっているところがあって、そういう意味では子供たちが、あるいは学習者が世界的な規模で物事を見ることができるよう、そういう教育をしようということが根底にあるかもしれません。

そのためには、外国人から来てもらうのも大いに結構、みずからが出ていくのも結構。じゃ、何をするか。結局、その国では、その言語構造にはそれぞれどんな文化や歴史の背景があって、それで日常生活でどんなことを営んでいるか、その結果、国際社会はどういうふうに関わろうとしているのか、国際紛争はなぜ起こり得るのかというふうな、とても広い範囲に及ぶんですね。我々が小学校から高等学校までの教育課程で、どれくらいその効果ある教育ができるかというのは、そう簡単に結論は出ません。できるところから実施していこうと。

市立松戸高校では、教育長もかなり力を入れて、予算をかなりつけてくださっている。それで、そういう海外研修に、なるべく生徒さんの負担がないように、教育委員会としても援助していこうという方向に、今、徐々に移りつつあって、これを継続することで松戸市にいい教育効果が出ることを期待しておるし、高等学校の先生の皆さんにもそのためのご努力をお願いしているというのが現実です。そういうグローバル化の中での教育だと思ってください。

武田委員 もう一つ聞いてもいいですか。

教育長職務代理者 武田委員、どうぞ。

武田委員 芸術分野のところ、工芸の教科書というのがあるところとないところってあると思うんですけども、これを取り入れているのはどういう意図というか、どういう効果みたいなものを狙って入れているのかという。

松戸高等学校長 本校では多様な生徒がおります。学校によっては工芸を設定していないところもあると思いますけれども、本校におきましては美術、工芸、音楽、書道、全ての教科、科目に専門教員がついております。生徒の興味、あるいは関心、やりたいことを伸ばすというところで設定してあります。

教育長職務代理者 武田委員は芸術家ですので、そういう意味で関心を持っておられる、高等学校でどんな教育をされているかという関心ですね。

武田委員 ちょっと知り得たことで、市立松戸高校のほうから大学に推薦する枠がございますよね。そういうので美術系のところもあるということをお伺いしたことがあって、そういうのの関連もあって、幅広いこういう科目を取り入れているのかなと思ったところもあったので、何かもう少し、その辺があるのかしらと思ったんですが、特段そういうことはないですか。

松戸高等学校長 お答えします。大学進学のために設定しているわけではありません。学校というのは大学進学のためにあるわけではなくて、その高校の過程においていろいろな幅広いところ、人数の限りもありますし、施設の限りもあるし、予算もあります。その中で、本校ができる限りの生徒のそれぞれの個性を伸ばすというところで設定してあるものであります。その延長上として進学があるかもしれませんが、進学ありきの指導はしておりません。

教育長職務代理者 なるほど。武田委員、それでよろしいですか。

武田委員 はい、ありがたいなと思って拝見していました。

教育長職務代理者 ほかにいかがでしょうか。

山田委員 国語の教科書で、ウィットに富んでいるという、現代文Bについてご評価があるんですけれども、趣意書の中で。私も教科書をもらうと、国語と社会は4月のうちに全部読んじゃうたちで、理科と数学はなかなか前に進まないという子供だったものですから、興味を持たせる、興味を持つ内容であるということは非常に重要だというのは、先ほどの選定の理由をお聞きしながら思いました。ウィットに富んでいるというのはどこを指しておっしゃっているのかなというのを趣意書を見ながら思ったんですが、1つの事例として教えていただければありがたいなと思います。

教育長職務代理者 いかがでしょうか。ページは打ってありませんが、現代文Iの(1)です。

松戸高等学校教諭 失礼します。阿知波と申します。

教科書自体が、今、手元にないもので、これがこのようにウィットに富んでいるというようなお答えはできないんですが、多分、その取り上げている教材の中で、生徒の興味関心を持たせられるような、そのような内容を取り上げているということでご理解いただけるのかなというふうに思います。

今回、現代文の教科書を、今まで使っていたものと別のものを新しく取り上げましたけれども、今まで使っていたものよりも、定番教材の「こころ」というものを必ず高校生は大体

読ませるんですけども、その取り上げ方ですとか切り取る場所ですよね、そういうようなところも今回の教科書のほうが適切であろうとかというようなこともありまして、国語科の教員で検討した結果、こちらのほうでということになった次第です。申しわけないです、具体的じゃなくて。

山田委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 山田委員はわかっていただきました。

宮間課長、ここに教科書……

山田委員 結構です。

教育長職務代理者 いいですか。

山田委員 はい、ありがとうございます。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 今の現代文について……。

山田委員 多分、井上ひさしさんかな、誰かなと思って、そこをお聞きしたかったんです。

教育長職務代理者 ということですね。

ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 ありがとうございます。

教育長 すみません、私もいろいろ質問したいので。

教育長職務代理者 教育長、どうぞ。

教育長 質問を最初からしたいわけじゃなかったんですけども、いろいろお答えを聞きながら、多少がっかりしたところもあったので。

例えば、松田委員から出てきた、昨年からの継続の学校評議員の意見の部分などですね、やっぱり具体的に努力があればなというふうに正直思いました。学校の経営については、当然、校長先生が直接的に責任を負われるわけですけども、市立学校ですので私も責任はありますし、制度が変わって全責任は市長が負うわけで、そういう意味では、もっと広い視点から学校経営の努力というものをさせていただきたいというふうに改めて思いましたので、よろしくをお願いします。

今日的な課題とかいう観点の中で、これは中学校の教科書についてもいろいろこの間、質問したんですけども、主権者教育の一番の表舞台に立つのはやっぱり高校だと思うんですが、市立松戸高校はキャリア教育にずっと力を入れていきますので、多分その延長線上で、主

権者教育についても大丈夫だろうなどは思うんですが、でも、社会科について、社会科系の現代社会とかですね、余り教科書が変わっていないので、その辺のことについてはどういふふうなお考えなのかということだけ、すみませんが聞いておきたいと思います。

(「社会科の何でしょうか」の声あり)

教育長 社会科関係の教科書は、去年までと一緒にですね。でも、新しいニーズとして、主権者教育というのは一番表舞台に立つ——主権者教育、18歳からの選挙権について。その辺についてのお考えだけ、ちょっと。これは後で、多分、9月議会からも出てくると思うので、一応、確認だけさせておいてください。お願いします。

松戸高等学校長 教育長が言われましたように、学校評議員につきましては、なかなか教科書についてはなじみづらいということは、教育委員会のほうには申し上げておりました。指針のほうで出ていますので、前回、評議委員会を開催したところ、6名中1名だけ参加をしてくださいました。なかなか難しい。ですから、学校評議員などと書いてありますので、学校評議員にこだわらずに、いろんな方々からの意見を聞くのがいいのだろうと、校長としては判断をしております。

それから、主権教育につきましては、ただ、今、法律が通ったばかりでして、なかなか対応が難しいところです。それで来週でしょうか、松戸市の選挙管理委員長が学校に見えまして、アンケート調査ということでお話し合いをすることになっております。教科書ではなく、学校の中で対応することについては、ただ、これは政治的なものもありますので慎重に、生徒の実態に合わせながら、それから市教育委員会の指針に基づいて、出ましたら、それに基づいて適切に学校で対応したいと考えております。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

教育長、それでよろしいですか。

教育長 はい、ありがとうございます。

教育長職務代理者 そうですね、18歳以上の人に選挙権を与えるというのは、法律上はいろんな意味があります。選挙権だけを与えるのか、日常の法律生活において責任を持たせる年齢を、今は二十ですが、これも18歳にするのか。そこを一緒にするのか、選挙権だけを18歳以上にするのか大きな問題があります。一応、選挙権については、そういう意味で自覚を持った子供たち、高校生になっていただきたいという期待を我々としては持ちたい。選挙管理委員の方、あるいはその専門家の方にもいろいろお話を伺う機会を高等学校教育の中に入れていただくのはいいことだと思いますね。

ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは全ての科目、この一覧表をごらんいただき、今回選定していただいた教科書について一括して採決をとりたいと思いますが、質疑、討論を終結し、採決してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 それでは採決します。

議案第23号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第23号は原案どおり決定いたしました。どうもありがとうございました。

◎議案第24号

教育長職務代理者 続きまして、議案第24号「契約の変更について（（仮称）松戸市立関台小学校新築工事）」を議題といたします。

教育施設課長 議案第24号「（仮称）松戸市立関台小学校新築工事」の契約変更につきまして、ご説明させていただきます。

議案書22ページをごらんいただきたいと存じます。

（仮称）松戸市立関台小学校新築工事につきましては、平成26年松戸市議会9月定例会議案第27号をもって議決されたものでございますが、請負契約を変更することについて、9月定例会議に議案として提出するよう市長に申し出るものでございます。

契約金額につきましては、当初の契約金額は32億6,592万円、変更後の契約金額は33億8,820万8,400円、変更による増額分が1億2,228万8,400円でございます。増額分の内訳につきましては、物価変動に伴う費用が4,486万9,680円、地中埋設物の処分費が7,741万8,720円でございます。物価変動に伴う費用でございますが、労務単価などの上昇により、国や県からの通知と工事請負契約書に基づき積算した工事費の増額分でございます。また、地中埋設物の処分費でございますが、建築工事の掘削により地中にコンクリートガラなどが発見され、それを産廃処分した追加工事費の精算額でございます。

なお、増額する工事請負費につきましては現予算で賄えますことから、予算を増額補正いたすものではございません。

提案理由といたしましては、経済情勢の変化による建築関係労務単価及び建築資材価格の上昇に対応するとともに、追加工事の発生による費用が必要となったためでございます。

以上、ご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第24号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。これより質疑及び討論に入ります。

山田委員 建設単価が、積算の根拠の数字がいろいろ変わってきたからしょうがないということと、あと、ガラが出てきて追加の処理費用が出たということが主な理由のようで、これは聞く限りにおいては、それについては申し上げようがないというか、仕方がない部分であろうかと思えますので、適切に、また予算内であるということもお聞きしましたので、進めていただくしかないのではないかと。お金がふえることに関して賛成するというのもなかなか難しいことではありますけれども、仕方がないところかなというふうに感じました。

あとは、天候の問題もありますし、工期がどうなっているかと。それに影響が、労務者の手が足りないとかいうようなことがないかどうかといったことが非常に気になるところであります。そこら辺を総合的に見て、順調に進んでいる中での今回の増額ということに理解してよろしいのかどうか、工事の進捗について少しコメントをいただきたいと思えます。

教育施設課長 平成26年7月に、建築工事に係る部分について入札が不調になった際に、その理由として工期の話もありました。当初、12月中の工期でありましたが、それを3月まで延ばしたということによって、工期のほうは満たしているものです。今現在、おおむね順調に進んでおりますので、4月の開校に向けては問題ないと考えています。

山田委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 松戸市のこの新しい小学校の建設については、とにかく工期を守ってやっていただきたい。こういう契約内容の変更等については、こうやって情報開示していただき、教育委員会で確認した上で、工事をやっていただく方にも安心してその辺はやっていただきたい。

いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 それでは、議案第24号につきましては、質疑及び討論を終結し、採決したいと思えます。

議案第24号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第24号は原案どおり決定いたしました。

時間も2時間以上過ぎました。この次の議第、25号、26号は秘密会となりますが、少し休憩を入れましょうか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 それでは、暫時休憩をとりたいと思います。

4時半から再開ということでお願ひします。

(休憩)

(再開)

◎議案第25号

教育長職務代理者 さて、それでは再開します。

議案第25号「平成27年度9月教育費補正予算について」と、議案第26号「平成28年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の教科用図書の採択について」を議題といたします。

会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議案第25号、議案第26号の審議は秘密会となります。松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴人の方はご退席願ひます。

お残りいただきますのは、生涯学習部長、学校教育部長、学校教育部参事監、教育企画課長です。これ以降、読み上げる職員は、各議案で入れ替えをお願いいたします。

議案第25号につきましては、教育施設課長、教育施設課専門監、社会教育課長、社会教育課専門監、社会教育課長補佐、社会教育課主幹、戸定歴史館長、戸定歴史館長補佐、スポーツ課長、スポーツ課長補佐、指導課長、指導課長補佐、指導課主幹。

議案第26号は、指導課長、指導課参事補、指導課長補佐、指導課指導主事、教育研究所指導主事、保健体育課指導主事、教育企画課長補佐、教育企画課指導主事となります。

先ほどの25号につきましては追加がございます、失礼しました。生涯学習推進課長、生涯学習推進課長補佐が加わります。

以上でございます。その他の方は退席願ひます。

(指定職員以外退席)

(以後、秘密会)

教育長職務代理者 最初に、議案第25号「平成27年度9月教育費補正予算について」を議題といたします。

ご説明願います。

教育企画課長 それでは、「平成27年度9月教育費補正予算について」ご説明をいたします。

26ページから順にご説明を申し上げます。

まず、最上段の教育費、小学校費、学校管理費の補正予算要求額1億3,527万9,000円でございますが、内容は、消防法に基づく設備点検で指摘を受けております常盤平第三小学校ほか3校の消火栓ポンプの改修工事と、常盤平第二小学校ほか1校の自動火災報知設備の改修工事費4,875万5,000円を要求するとともに、学校からの修繕要望や各種設備の保守点検の結果などに対応するため、学校の施設修繕費8,652万4,000円を要求するものでございます。

その下、中学校費、学校管理費の補正予算要求額4,004万4,000円でございますが、こちらも小学校と同様、学校からの修繕要望や各種設備の保守点検の結果などに対応するため、学校の施設修繕費を要求するものでございます。

次に、教育費、社会教育費、文化財保護費補正要求額50万円でございますが、内容は、寄附金を財源といたしまして、文化財マップ3,000部を増刷するものでございます。

その下、社会教育費、博物館及び美術館費補正要求額5万7,000円でございますが、これは寄附金を財源に、今年度開催予定の「板倉鼎・須美子展」に出品する市所蔵作品の額縁を購入するものでございます。

それから、社会教育費、公民館費の補正要求額972万円でございますが、こちらは、若者と女性が創造的に働くためのフューチャーセンター構築事業に要する経費を要求するものでございます。財源は全額、地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）を充てるものとしております。

次に、教育費、社会教育費、社会教育施設費の補正要求額△11万6,000円と、その下と教育費、社会教育費、文化財保護費の補正要求額30万円でございますが、先ほど議案第22号でご審議いただきましたとおり、教育委員会の附属機関といたしまして戸定邸保存活用審議会を設置いたします。戸定歴史館の館長がご説明いたしましたとおりでございますが、審議会の委員の報酬を措置し、さらに既存の委員報償費を減額するなど、必要な予算上の措置をするも

のでございます。

次に、保健体育費、保険体育総務費の補正要求額5万円でございますが、内容は寄附金を松戸市スポーツ振興基金に積み立てるものでございます。

27ページに移ります。

教育費、中学校費、教育振興費の補正予算要求額66万6,000円でございますが、こちらは寄附金を財源にプラスバンド編成用楽器を購入するものでございます。

以上、9件の補正予算要求となります。教育費総額では1億8,650万円となっております。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第25号につきましては、ただいまの説明のとおりです。

これより議案第25号につきましての質疑及び討論を開始いたします。いかがでしょうか。

武田委員 教育費の戸定邸のところなんですけれども、戸定邸保存活用審議委員の報酬5名と書いてあるんですが、先ほどのお話ですと6名プラス本市職員2名ということだったので、1名はどこに消えていますかしらと思えますが。

戸定歴史館長 先ほど、予算のほうは5名、30万円というご説明がありましたが、正確には要求しておりますのは6名、36万円になります。

武田委員 じゃ、6名のほうが正しい。

教育企画課長 この審議会委員の報酬は、条例で言う定数と、要するに委員さんの数と、予算で計上する委員さんの数が異なる場合があります。それは、市職員が入っている場合があります。市職員の場合は委員会の委員になっても、その委員としての報酬は支払わないことになっておりますので、つまり、ですから、市職員が2名いれば、その2名分は予算は要求しないと、そういうふうになっています。

教育長職務代理者 外部の人間に対して報酬を払うわけであって、市の職員が審議会委員になったとしても、その人たちに対しては報酬は支払わない。だから、予算請求としては外部委員の方の人数のみということですね。

武田委員 先ほど、館長は6名を希望していらっしゃるとおっしゃった。

教育長職務代理者 そこは、どうでしょうか。

武田委員 別に整合性がなくていいという。

教育長職務代理者 補正予算ですから、しっかりした数字でお願いします。

戸定歴史館長 教育企画課長のほうに渡ってございました資料のほうが、校正前の資料だったよ

うでございます。

武田委員 でも、差しかえも変わらないですね。

戸定歴史館長 申しわけございません。

そういうことで、資料の訂正ということで、まず教育費、社会教育費、文化財保護費となっておりますが、ここは社会施設費でございます。続きまして、30万円、300と書いてございますのは、36万円、次の300も同じ、36万円でございます。その右の欄にまいりまして、5人となっておりますのは6人でございます。その右の欄、やはり委員5人となっておりますのは6人でございます。

以上、訂正させていただきます。

教育長職務代理者 記録もしっかり残しますので、そのところは確定人数、数字にしてください。

企画課長、それでよろしいですか。教育費の次の社会教育費とあるところは社会施設費とし、文化財保護費とあるところは変わらない。数字の300を360、360とし、報酬5人とあるところを6人、6人に直す。

生涯学習部長 こちらのほうは、後でお任せいただくという形で。

教育長職務代理者 はい、お任せします。金額と人数は大事です。

山田委員 別の点です。常盤平第三小学校ほか、これが指摘を受けたということですが、どういう状態であってどういう問題があったのかだけ、ちょっと後学のために教えていただければと思います。

教育長職務代理者 そうですね。お願いします。

教育施設課長 毎年消防の点検を行っておりまして、その不備の内容については、作動しない可能性があるというような内容でございます。万が一のとき命にかかわることですので、当然のことながら要求をさせていただいたものです。

山田委員 わかりました。

そうすると、消火栓はなかったわけじゃなくて、あったんだけども、その設備を更新したということですね、恐らく。どこか問題点を見つけて、ちゃんとそれを解決するのにこれだけお金がかかるということですね。

教育施設課長 そのとおりでございます。

教育長職務代理者 それでよろしいですか。

山田委員 はい、ありがとうございます。もう一点。

教育長職務代理者 どうぞ。

山田委員 真ん中で一番幅広くある公民館費の972万円について、具体的にどういったことが行われるのか、もう少し補足をいただけるとありがたいと思います。

生涯学習推進課長 教育企画課長のほうからもご説明がありましたけれども、今回、国の地方創生交付金を利用させていただいて申請させていただいております。今年度、上乘せ分のお話が国のほうからありまして、市執行部の政策推進課と協議をした中で、ご提案させていただいている内容でございます。

まち・ひと・しごと総合戦略、国のこの総合戦略でございますので、仕事に関連したことをやりたいと思っております。その中身と申しますのは、そこにも書いてございますが、若者とか女性が仕事に対する意識をきちんと持っていただいて、実際のな就労もしくは起業につながるような中身ができればというふうに考えております。

その具体的な手法として、今、企業等で徐々に浸透してまいっておりますけれども、北欧から始まったフューチャーセンターという組織がございます。これは、いろいろな立場の方たちが未来的な志向で、ご自分の立場を越えて対話しながらいろんな課題を解決していこうという内容のものでございます。そのフューチャーセンターを文化ホールの中に、今、講座室がございますが、そこをある程度改装させていただいて、フューチャーセンター化する。その中で、若者や女性の方たちを対象に、セミナーであるとか講座であるとか、場合によってはフィールドワークまでも含めた形を考えております。その運営委託が半額ぐらい、半分ぐらいの金額、それから備品等の購入費、消耗品等、需用費等で、その半額ぐらいで972万円というふうに考えております。

具体的には、若者が結局、今、だんだん就職状態はよくなってきておりますけれども、3年以内に3割ぐらいが離職してしまうとか、あとは結婚、出産で職を離れた女性がなかなか就職ができないような状況がありますので、そういった方たちに改めて仕事のあり方、ご自分の仕事に対する考え方をもう一度考えていただく場を提供したいと。それによって、具体的な就労につながればというふうに考えております。また、事業を起こしたい、起業したいという方たち向けのセミナーのようなことも、その中で講座として行っていきたいというふうに企画しております。大まか、中身としてはそういうものでございます。

山田委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほかにいかがでしょうか。

松田委員 小学校費と中学校費のところなんです、この辺はざっくりと修繕費を要求するの

かなと思ったら、結構細かい千円単位まで要求しています。何か積算根拠とか、細かいところがもしあったら教えていただければと思いますが。

教育施設課長 各学校からさまざまな修繕の要望が出ておりまして、その積み上げの数字となっておりますので、細かい数字になっております。

以上でございます。

教育長職務代理者 松田委員、それでよろしいですか。

松田委員 傾向みたいなものはないですか。

教育施設課長 傾向ですか。老朽化により様々なものがあります。

松田委員 ええ、それを教えていただければ。

教育施設課長 建築関係、衛生関係などございます。少しお時間いただきたいと思います。

松田委員 はい、わかりました。

何か傾向があれば、当初予算という形になるだろうと思っただけですけども、なかなかそうはいかないんだなということがわかりました。ありがとうございました。

教育長職務代理者 ほかにいかがでしょうか。

中学校教材等整備事業としてプラスバンド編成用楽器購入費とありますね。これは生涯学習部ではなく、学校教育部からの要求ですね。

これについても、何か質問等ありますか。

武田委員 楽器購入費とかというと、上の消火器云々とか、そういうものに比べると、絶対的必要性とかというのの順番というものはちょっと違ってくると思うんですけども、こういうものというのは、どういうサイクルとか、どういう配分でなされているのかしらって、ちょっと思ったりもするんですが。

指導課長 毎年、楽器の購入に関しましては、まず、学校が現有している楽器の調査を行っております。それから、それに基づきまして、その状況も踏まえて、必要な楽器がどのぐらいあるかというような形で予算要求をさせていただいているんですけども、一応、5年に一度、失礼しました、3年に一度ですね。3年に一度、必ず各学校に更新できるように、予算措置をしているところでございます。

武田委員 順番にということですか。

指導課長 はい。

ちなみに、大体小学校が10校から11校程度、中学校につきましては5校から7校程度で毎年更新しておりまして、今年度につきまして、この補正でお願いしているものは3校でござ

います。

武田委員 3校。

指導課長 失礼しました。

今回の予算につきましては、ご寄附をいただきまして、その上乘せというか、プラスアルファで要求をしているということでございます。

教育長 寄附をいただいたので、それをこれに使いますと。

教育長職務代理者 事業名のところはプラスバンド編成用楽器なんですが、文字が間違っています。これも訂正しておいてください。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 よろしゅうございますか。

山田委員 すみません、ちょっとしつこくて恐縮なんです。

先ほどの公民館費のフューチャーセンターは、委託費が約半分と、あとはいろんな。

その委託というのは、どちらと。というのは、内容が、仕事に関することということで、例えばハローワークとか政策公庫とか商工会議所とか、いろいろ関係するところがあって、総合的にやるべきことだろうと思いますので、まだこれから決まってくるところもあると思うんですけども、今、委託を予定されているとすればどういったところなのかを、教えていただけるとありがたいです。

生涯学習推進課長 私ども、文化ホールを使って、この手法については細々ですけれども、今、続けております。小さい形ですけれども、フューチャーセンターをつくらせていただいて、いろいろな方たちに集まっていたいて対話の場にしていただいております。

それをご指導していただいているのが、かつて保険会社のほうで実際にフューチャーセンターの責任者をされていた方が独立されて起業をして、1つの会社をつくっていらっしゃいます。その方にずっと指導をしていただいております。

フューチャーセンターの運営につきましては、その方にマニュアルも今回はつくっていただこうと思っておりますし、フューチャーセンターのためのファシリテーターとかディレクターの養成もしていかなければいけませんので、今、私どもが想定しているのはその会社、今まで我々がフューチャーセンターの手法、対話の手法を指導していただいている会社というふうに考えております。

委員さんがおっしゃるとおり、目的としては就労ということになりますけれども、経済部さんがやっている労政関係の就労とはちょっと切り口が違って、もう少し原点に返って、若

者たちに、実際に自分たちが職を得るといのはどういうことなのか、社会の中で仕事をするといのはどういうことなのかといのを改めて考えていただく場として、その場の提供として、それを社会教育の中でやっていきたいというふうに考えていますので、实际的に、例えばハローワークさんであるとか、そういった就労関係とは少し立場の違う手法を今回使わせていただきたいと。そのためにフューチャーセンターというものを、我々としては、多分、一番熟知しているだろうと考えている企業に委託したいというふうに考えております。

山田委員 ありがとうございます。

教育施設課長 先ほど、松田委員から修繕の傾向につきましてご質問いただきました。

今お時間あったんで、傾向を申し上げさせていただきます。

全体的に老朽化による修繕となっております。

建築関係では、ドア、雨漏りなど、衛生関係では、給水排水、トイレ機器など、電気関係では、放送設備、照明器具など、土木関係では、フェンス、給水ますなどが主なものでございます。

松田委員 どうもありがとうございます。

教育長職務代理者 修正された書類といただいた書類とで、あちこち違いがあったりして、全部しっかり目を通さないと正確なことは言えない点もありました。その点はおわびしますが、なるべくならば簡単な書類で審議をお願いします。

よろしゅうございますか。

それでは、議案第25号につきましては、これで質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 議案第25号につきましては、修正された原案を原案として決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ご異議がないものと認め、議案第25号は修正された原案を決定いたしました。

それでは、説明者の入れかえをお願いします。

教育長職務代理者 それでは、議案第26号「平成28年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の教科用図書の採択について」を議題といたします。

ご説明願います。

指導課長 議案第26号「平成28年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の教科用図書の採択について」につきまして、ご説明申し上げます。

内容は、平成28年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の教科用図書について、別紙一覧表のとおり採択する。平成27年7月23日提出、松戸市教育委員会教育長、伊藤純一でございます。

提案理由につきましては28ページ記載のとおりでございますが、平成28年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の使用教科書について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定により、去る7月9日に開催されました教科用図書東葛飾西部採択地区協議会にて小学校及び中学校用教科用図書が選定されましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に基づき、松戸市教育委員会として審議し、採択していただくために提案いたします。

よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

最初に、議事の進め方についてお諮りします。

初めに、東葛飾西部採択地区協議会の状況について、教育長よりご説明をいただきます。次に、平成28年度の小学校及び中学校用教科書並びに附則第9条図書についての説明をしていただき、その後、議案の質疑及び討論をし、その後に採決を行いたいと思います。

最初に、東葛飾西部採択地区協議会の状況について、教育長、ご説明願います。

教育長 それではご説明します。

平成28年度使用教科書につきましては、去る7月9日に開催されました教科用図書東葛飾西部採択地区協議会におきまして、小中学校の教科用図書が選定されました。

簡単に経過をご報告申し上げます。

5月15日の教育委員会会議におきまして、教科用図書東葛飾西部採択地区協議会規約及び松戸市の平成28年度使用教科用図書の採択に関する方針について、本教育委員会会議で確認、決定させていただきました。これを受けまして、5月20日、第1回東葛飾西部採択地区協議会が開催され、同じように地区の教育方針規約等、各教育委員会の意向も含めて確認をしました。また、7月9日に第2回協議会が開催され、採択地区における各教科書が選定された

ところでございます。

協議会の内容ですが、まず、平成28年度使用の小学校教科用図書につきましては、法律により4年間同一の教科用図書を使用することとなっております。さらに、平成27年4月7日付文部科学省初等中等教育局教科書課長名による平成28年度使用教科書の採択事務処理についての通知のうち、小学校教科用図書については、平成28年度は平成27年度と同一の教科書を採択しなければならないことに基づき、別紙1にあるように平成27年度と同じものを使用することで、全員一致の選定がされました。

次に、中学校用教科書につきましては、同じ通知の中に、平成28年度使用教科書を新たに採択するとあることに基づき、16種目、それぞれ採択協議会が委嘱いたしました専門調査員の報告と協議委員による審議を経て、投票により別紙2のように選定されました。

また、特別支援学級で使用される学校教育法附則第9条の規定による教科用図書については、毎年採択をすることになっておりますので、採択協議会が委嘱しました専門調査員の報告と協議委員による審議を経て、別紙3のように附則9条図書が選定されました。さらに、附則9条図書の1つとなっている弱視の児童・生徒のための拡大教科書につきましても選定されました。

この後、本市教育委員会会議において、本市の学校教育指導方針を踏まえ、小学校、中学校用教科用図書並びに附則9条本をご審議の上、採択いただきたく存じます。

なお、参考といたしましては、公正な採択に向けて、当教育委員会会議及び各市の採択会議は8月31日までは非公開であることが確認されております。また、地区協議会の選定結果につきましても最大限尊重することとされており、本市採択に関する方針においても、原則同一の教科書を採択することになっております。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございました。

教育長より、これまでの経過と7月9日に開かれました東葛飾西部採択地区協議会の内容についてのご説明をいただきました。

引き続き平成28年度使用の小学校及び中学校用教科用図書及び特別支援用図書並びに拡大図書についての説明をお願いいたします。

指導課長 まず、それでは、初めに小学校用の部分についてご説明申し上げます。

平成28年度の小学校用教科用図書につきましては、教育長からもございましたように、教科書無償法第14条及び同施行令の15条に基づきまして、平成27年度と同一のものを採択しな

ければならないこととなっております。

29ページの別紙1のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 小学校の教科用図書については、ただいまの教育長と指導課長から説明あったとおり、本年度のものと同じものを使うということで、東葛飾西部採択地区協議会では決定いたしました。

したがいまして、松戸市としての小学校用教科用図書については、29ページ以降にありません教科用図書を使うこと、その点はよろしゅうございますね。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ありがとうございます。

それでは、引き続きお願いします。

指導課長 それでは、続きまして、中学校のほうの教科書についてご説明を申し上げたいと思います。

平成28年度の中学校教科書図書につきましては、先ほど説明をいたしました法に基づきまして、新たな採択の年度となります。本市の属します東葛飾西部採択地区協議会におきましては、専門調査員の報告とそれぞれの協議会委員による審議を経まして、30ページの別紙2にございますような形で選定されました。

次に、学校教育法附則第9条図書につきましては、教科書無償法第14条及び同施行令の15条から除外されますので、毎年採択されることとなっております。特に、31から34の別紙3の備考欄の米印の7冊については、本年度新たに加わった新規本でございます。

特別支援学級においては、教科用図書以外にも、当該学年の教科書では効果を上げられないと判断されれば、下学年の教科書も使用できます。さらに著作本、星本と呼ばれます文部科学省著作教科書を使用することも可能でございます。この本は、国語、算数、数学、音楽の3教科が用意されております。また、これらが実態に即さなければ、学校教育法附則第9条に基づいた図鑑、絵本等の一般図書を使用いたします。

以上を踏まえまして、特別支援学級で使用される教科書は、児童・生徒の実態に合わせて、校長の責任で選定することとなっております。

また、松戸市では、学校教育指導方針において、特別支援教育の充実のため、個々の児童・生徒の自立と社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するよう組織的、計画的に、指導、支援する方針でございます。そのためにも、実態に合わせた教科書の使用が重要と考えます。

さらに、拡大教科書につきましては、本市には弱視学級があることや、平成16年度より特別支援学級の児童・生徒だけではなく、通常学級に在籍する児童・生徒も使用が可能となっております。

これらを勘案いたしまして、教科書の選択幅を広げ、松戸市の特別支援教育を充実させるためにも、別紙3の学校教育附則9条図書を採用したいと考えております。

以上、説明とさせていただきます。

なお、この後、東葛飾西部採択地区協議会で選定されました中学校用教科用図書及び附則9条本の新規本につきまして、各担当から説明させていただきます。1種目ずつ説明の後、質疑という形でお願いしたいと思います。

よろしくお願いたします。

教育長職務代理者 進め方については、それでよろしいですね。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 それでは、各担当の方から1種目ずつ説明していただき、その後、質疑、討論をしたいと思います。

お願いします。

指導課長 ありがとうございます。

それでは、各担当指導主事等より、各種目ごとに説明をさせていただきます。

初めに、国語についてご説明いたします。

指導課指導主事 国語について説明いたします。

国語は、教育出版の「伝え合う言葉 中学国語」です。教育出版の教科書は現在も使用されており、小学校でも教育出版の教科書が採択されています。

今回は、3年生の教科書を例にしまして、3点の特色について説明いたします。

1点目は、それぞれの教材における言語活動を一覧としていることです。

附箋1、8ページ目をご覧ください。この一覧表により、学習者にとっては学習の位置づけがわかりやすくなり、教員にとっては、生徒の発達段階に応じて系統的に授業を組みやすくなるよう工夫がされていることです。

2点目は、課題を発見し、自分で考え解決するという課題解決の道筋に沿って学習が進められるように、学習の手引き、道しるべを構成していることです。

附箋の2、51ページ目をごらんください。この道しるべの中に、ここが大事というコーナーがあります。このコーナーは学習のポイントをわかりやすくまとめており、説明文や小説

を読むときの基礎・基本を確認しながら学習を進めることができるようになっていきます。また、表現領域や言語教材との関連、関連図書の紹介など、思考力、判断力、表現力を高める工夫がなされています。

3点目は、伝統的な言語文化についてです。

附箋の3、104ページ目をごらんください。3年生では、「奥の細道」、和歌、漢詩が取り上げられています。「奥の細道」については、芭蕉の最後の句といわれる俳句なども載せられております。「奥の細道」という作品のみを捉えるのではなく、旅に生きた芭蕉の人生観を考えさせることができるような配慮だと思います。

また、3年間を通して近代文学作品を幅広く取り上げております。1年生では芥川龍之介、2年生では夏目漱石、3年生では森鴎外が掲載されています。これらの作品の後に、作品紹介に1ページ、作者紹介に3ページを使っているのも特徴的です。現代小説家の村上春樹や宇宙飛行士だった毛利衛などの文書も掲載されているなど、現代文についても充実していると言えます。

この教科書は、現代文と伝統的な言語文化的教材の調和がとれた構成になっていると言えます。

以上のようなことから、国語の基礎・基本である読む、書く、聞く、話すを着実に学習できる教科書と言えます。さらに、1年生から3年生まで段階的に言葉の力を高めることができ、言語活動を重視する松戸市の教育施策に適合した教科書だと捉えます。

以上で、国語についての説明を終わりにします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

いかがでしょう。国語について何か質問ございますか。よろしゅうございますか。

採択検討委員会では何かご意見はありましたか。

教育長 いや、国語科は特には。

教育長職務代理者 特になしということは、委員の皆さん、ほとんどの教科書でよろしいというふうに理解してよろしいですね。

ということですが、市場委員、何かご質問。

市場委員 質問というか、ほかの教科もそうなんですけれども、国語は特に、どう違うのかがよくわからないというのが率直な印象だなというところはあるので、今説明のあったとおりだと思いますけれども、じゃ、ほかの教科書はだめなのかと言われると、そんなこともないんだろうなというのは感想としては持ちます。もちろん決定されたことに異議はありません。

教育長職務代理者 ただ、松戸市としては、言語活動にかなり関心を持った教育をしている。

その視点で、何か感じたことはございますか。

指導課指導主事 他社の教科書も、最近、言語活動に多くのページを割いておりますので、この教育出版が特にというようなところではないと思いますが、いずれの教科書も多岐にわたって言語活動が充実するようには構成されてはおります。

この教育出版も他社に劣らず、その辺はしっかりと構成されていると認識しております。

教育長職務代理者 最初の見開きのこの絵、とてもいいなと思いました。言語は、こうやって荒海の中を航海しているわけですよね。その中から、結局、自分が使う言語でどうやって相手に伝えることができるか、言葉というのはコミュニケーションの道具ですから、それを子供たちに知ってもらいたいんだろうなという気はしました。

教育長 ちなみに、南指導主事は教員として、この出版社以外の教科書というのは使ったことはありますか。

指導課指導主事 ありません。

教育長 そうなんですよ。なので、多分、基本的に教科書をどこまで深く比べられるかというのはすごく難しい。

例えば、光村が結構、同じ千葉県でも向こうのほうへ行くと人気ありますよね。それは、なぜだと思われませんか。

指導課指導主事 それについてはわかりません。

教育長 そうなりますね。

ということなので、私は、とにかく教科書の勉強をしっかりとやるという姿勢を、指導課としては全部の学校に徹底していただきたいんです。

どの教科書がいいとか悪いというよりも、ここからどれかを採択して使わなければいけない。若い方々がどんどんふえているから、なおさら教科書をとにかく徹底的に、中学校は余りそういう意識がないので。みんな持論で、どういう教科書が来てもやってしまいがちですから、そうではなくて、教科書をつくった方々の意見をもっと真摯に伺って、その勉強会というのを徹底していただきたいというふうに、これは全部の教科書ですけれども、ぜひお願いします。

教育長職務代理者 そうですね。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 どうもありがとうございました。

指導課長 ありがとうございます。

今の教育長のお話、しっかり指導課として受けとめてまいりたいというふうに思っております。

今、ご説明したのは、国語科は指導課の南指導主事で行っていました。記録の関係上、名前のほうをこれから言わせていただきます。

続きまして、書写に関しまして、指導課、雨宮指導主事よりご説明いたします。

指導課指導主事 書写について説明いたします。

書写は、教育出版の「中学書写」です。教育出版は、小学校の書写の教科書としても採用されています。また、現在の中学校でも使用されている教科書です。

今回は、3点について教科書の特徴を説明いたします。

1点目は、毛筆の基礎・基本が明確にまとめられているということです。

オレンジ色の附箋の12ページをごらんください。このページでは、楷書の基本的な点画を学習します。基本点画、穂先の動き、筆圧などがわかりやすくまとめられています。筆の穂先の位置を朱色で示すなど、視覚的にも毛筆の基礎・基本が意識できるように配慮されています。特に筆圧は、力の入れ具合を3段階で示すなど、詳しくまとめられています。

次の13ページをごらんください。

前のページで学んだ筆使いを生かして天地を書くところです。中心線や補助線が書いてあり、字形を確認しやすくなっています。

2点目は、毛筆で学習したことを、実生活で行かせるように構成されていることです。

黄色い附箋の30ページをごらんください。毛筆で学習したことを生かして、原稿用紙やレポートの形式、手紙に書く学習課題です。仮名は漢字より小さめに書く、横書きでは、数字は算用数字を使うことが多いなど、留意点がわかりやすくまとめられています。毛筆で学習したことを硬筆で生かし、さらにほかの学習活動や社会生活に生かすための豊富な教材が掲載されています。

3点目は、国語と関連した授業計画が可能になることです。

水色の附箋の88から90ページをごらんください。「枕草子」や「平家物語」の冒頭の部分を書くことが学習課題です。国語の教科書で古典教材を扱うときに、古典に親しむことを目的として古文をノートに書く課題を与えることがあります。そのときに、書写の学習課題と関連させることで、ただ写すだけではなく、文字の大きさや行の中心を意識させながら学習を進めることができます。国語と書写を関連させることで生徒が丁寧に書くことを意識し、

落ち着いてじっくり古典の文章に触れることにつながると思います。

以上のようなことから、この教科書では毛筆と硬筆の関連を図りながら、書写の基礎・基本を学ぶことができます。さらに、授業で学んだことを生かしてポスターや手紙を書くなど、日常の言語活動につなげることができます。そのため、松戸市の教育施策に適合した教科書と言えます。

以上で説明を終わります。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

いかがでしょうか。何かご質問ございますか。

武田委員 青い附箋のところで、教科書との連動で生かすというふうに今ご説明いただいて、実際、この書写をどのぐらい生かしていらっしゃるのかなという。すごくいい教科書だなと、いつもこれを見るたびに感心するんですけども、余り聞いたことがなくて。その実態にもうちよっと即した感じというのは、どうなんですか。

指導課指導主事 自分は小学校の出身なものですから……。

指導課指導主事 実際に毛筆のほうが多くなりますので、なかなか活用の頻度としては少なくなってしまうがちなんですけども、今、写文といいまして、文章を写すという訓練を行っている学校もありますので、そこでの活用は図れるかなという思いではおります。

武田委員 すごくいいのは手紙文ですよね。これは絶対やったほうがいいなっていつも思いながら、この本を見ているんですけども。

あと、触れるチャンスがないのは、大きくなればなるほど触れないのが行書、草書なんですよ。せっかく書道のタイミングがあるんだったら、書けなくていいから書いてみるぐらいな、やってほしいですよ、これは。せっかくあるからという、私の単純な希望です。

指導課指導主事 適宜、時間は使って指導に当たっておりますので。

武田委員 子供は嫌がるかどうかわかんないんですけども、案外おもしろがるんじゃないかなって。

指導課指導主事 ええ。基本的には、集中してやる子が多いですので、そのように心がけてはおります。

武田委員 どれを選んでもということもなくて、どれもよかったですよ、それぞれに。

指導課指導主事 よろしいでしょうか。

武田委員 はい。すみません、ただの感想です。

教育長職務代理者 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

教育長 きょうは余りかたくならないで、本音を結構言ってもらったほうが私たちは助かります。西部採択協議会のほうで、もうある程度決めているんですから、本音をよろしくお願ひします。

教育長職務代理者 何か本音はありますか。

指導課長 今、ちょうど文化ホールで書写作品展というのがあるんですけども、中学校の生徒は皆さん、行書できちんとした文字を書いていますので。

武田委員 それはあれですか、書道部とかじゃなくて。

指導課長 いえ、基本的には授業の中で……

武田委員 授業の中の。

指導課長 もちろん、小学校時代からずっと積み上げてきた力というのはあろうかと思ひますけれども、全く行書に触れないということはございませぬので。子供たちの力作がありますので、ぜひごらんいただければと思ひます。

武田委員 はい、ぜひ拝見します。

松田委員 横道にそれるかもしれませんが、例えば115ページには、封筒の書き方とか、117ページに包み紙の書き方なんてあるんですよ。こういうのをぜひ充実させてもらおうと大学が助かります。封筒とか、書けないんですよ。

武田委員 こういうの、大事ですよ。

松田委員 中学校でこれやっけていて、大学生がなぜ書けなくなってくるのかがわからないですね。

教育長 書かないからですな。

指導課指導主事 計画訪問で回っているときに、書写の授業時数も確保お願ひしますということとは指導しておりますので、そういう際に現実的に使える、そういう手紙文ですとか封筒の書き方などを、ぜひ使ってくださいということを申し伝えます。

教育長職務代理者 そうですね。今はみんなパソコンでできますからね、そこは難しいですよ。

ありがとうございました。

指導課指導主事 ありがとうございました。

指導課長 ありがとうございます。

続きまして、社会の地理について教育企画課補佐、平松よりご説明いたします。

教育長 これは全部一緒に説明してもらってもいいよ、社会科全部。

指導課長 それでは、じゃ、今ございましたので、社会科につきましては地理、それから歴史は指導課の大倉、同じく公民のほうは指導課の大倉のほうで続けて。

教育長 地図も。

指導課長 じゃ、地図まで。地図は教育企画課の大野指導主事、そこまで、6種目めまでご説明いたします。

教育企画課課長補佐 それでは、社会科地理についてご説明いたします。

地理は東京書籍が選定されまして、継続ということになります。

松戸市の指導方針に従って、ご説明いたします。

まず、基礎・基本の習得にかかわる事項でございます。

黄色の附箋の①をごらんください。各単元の初めに小学校段階の用語や資料を示し、系統的な接続を可能にしております。

また、次のページの6、7ページをごらんください。

見開きで、6ページ上段にある1単位時間での課題と、7ページ下段にあるスクールセットのマークで確認が明示されております。これらの構成により、生徒に見通しをもって主体的に学習させることができ、基礎・基本の習得を図っていくことができます。

さらに、黄色の附箋の②をごらんください。学習を進める上での基礎的、基本的な技能を身につける「地理スキルアップ」や、興味、関心を高める「地理にアクセス」などのコラムが充実しており、巻末の「用語解説」とともに生徒の基礎・基本の定着を助けております。

次に、言語活動の充実にかかわる事項です。

先ほどごらんいただいた毎時間の振り返りを示す確認では、キーワードを使わせたり、共通点や相違点に着目させたり、短い文章を要約させたりして説明するように促すことが工夫されております。加えて、単元末には「学習を振り返ろう」が配置されていて、さまざまな方法の言語活動に取り組むよう意識させ、生徒の思考力、判断力、表現力が高められるよう配慮されております。

また、世界と日本のそれぞれの大項目の最後に構成される地域の探求型学習では、まず、世界のさまざまな地域の調査で、文献やインターネットなどを使った調査を経験させ、その後、身近な地域の調査でフィールドワーク的な調査を経験させて、日頃の言語活動で培われた力を活用した調査研究法の基礎を育てるよう構成されております。本教科書は、この探求型学習を丁寧に取り扱っている点が、他社にはない特徴であると考えております。

黄色い附箋の③をごらんください。地域の調査について、まず冒頭で手順を示してござい

す。さらに、その次のページの116ページの左にあるような「調査の達人」のコラムを、地域調査の学習の部分に重点的に配置し、基礎的、基本的な技能を身につけられるよう工夫されています。このコラムが調査の段階ごとに示されているわかりやすい豊富な具体例と相まって、資料の活用や調査に不慣れな生徒にとっても、わかりやすい内容構成となっております。

以上により、本書は本市の指導方針に適合していると考えております。

これで地理のご説明を終わります。

指導課指導主事 続きまして歴史、それから公民について説明をさせていただきます。

ともに東京書籍、継続になります。

まず初めに、基礎・基本の定着という本市の社会科指導方針に沿って説明させていただきます。

まず歴史、附箋の①、34ページ、35ページをごらんください。1時間の学習内容を見開き2ページにおさめてあります。これは公民でも同じように、公民の附箋①、96、97もあわせてごらんください。同じように1時間の学習内容が見開きにおさめられています。ともに一番上の資料というものは、学習内容を象徴するすものとして生徒の関心、意欲を引き出そうというようなことで掲載されています。歴史ですと、弥生時代の生活の様子の絵が導入として、公民では、裁判員裁判の公判と評議の写真が導入の資料として載せてあります。

どの見開きでも左ページ冒頭に学習課題が設けられ、生徒が見通しを持って学習することができるとともに、毎時間、課題解決型の学習が、どちらの教科書でも展開できるようになっております。例えば歴史では、稲作が始まって、弥生時代の人々の生活はどう変わったのかというような課題をもとに予想を立てたり、資料を検証したりというような学習が見通せるため、生徒はもちろん、経験の少ない若手教員にとっても非常にやりやすく、有益な教科書だと言えます。

同じく公民でも、裁判員裁判は何のために導入されたのかという課題がそこに書いてございます。ともに本文は敬体で、平易な表現でわかりやすく記されています。文章の最初にその段落の中心となる内容を示し、その後に詳しい記述がされるというパターンで記されています。例えば、歴史の35ページ中段、邪馬台国の女王というところでは、邪馬台国について紹介した後に、卑弥呼、魏志倭人伝、朝貢、畿内説、九州説というように、詳しい内容が後に続きます。公民でも96ページ中段で、裁判員制度で制度を紹介した後に、刑事裁判、第一審で行われる、地方裁で行われるというような細かな記述がございます。

本文に関連した写真、コラム、地図、グラフは、歴史では前回教科書よりも170点ふえています。公民では250点ふえています。ともに生徒の知的好奇心を喚起するばかりでなく、具体的な理解が深まるような工夫がされています。

それから、この東京書籍のよいところの1つとしまして、小学校の学習内容や社会科3分野の系統性が他社よりも強く意識されています。

歴史、附箋2、64ページをごらんください。武士の館や元の襲来の資料は、小学校の教科書でも使用されています。小学校の既習内容は、その前ページ、63ページの年表中に示されており、この章で学習する基礎・基本として確認できます。また、年表の左ページは、前の章で学習した年表、これは中学校の内容も含まれていますが、それと連続するような形で年表が続けられるというようなどころも、非常に特徴であるかと思えます。

一方、公民のほう、黄色の附箋、117ページをごらんください。こちらについても、小学校で取り上げている写真などを載せて、用語などの解説などをし、小学校3年から中学校3年まで、7年間社会科学学習が系統して展開できることを意識した内容になっています。小学校で東書を採用している本市としては、非常に有効かつ効果的であると考えます。

続きまして、言語活動の充実について説明させていただきます。

歴史、先ほどの附箋①、35ページをごらんください。地理でも説明がありましたが、見開きのラストでは、机マークの確認欄というものが毎時間ございます。ここで、基礎・基本の定着と言語活動の反復ということが毎時間行われています。このページでは2つの語句を用いて説明する課題でございますが、ほかにも資料を用いて説明する、短文を入れて説明するというようなのが、公民でも地理でも歴史でもそれぞれあります。

また、各時代の最後に設けられましたこの時代をとらえようでは、毎時間の確認欄の積み重ねをもとに、さまざまな言語活動に取り組んでおります。

歴史、附箋③番、139ページでは、ディスカッションに取り組んでおります。

附箋④、193ページでは、歴史新聞を作成することが取り上げられています。

公民でも、同じように毎時間机マークの確認欄というもので訓練され、公民の附箋②、98、99ページをごらんください。公民にチャレンジのコーナーで、模擬裁判を通して資料の活用、話し合い活動に取り組みながら学習内容の理解を深め、より深い思考、判断、表現力が養えるものと考えます。

公民、附箋③、114、115をごらんください。章末には、言語活動のまとめとしてディベート、模擬投票など、毎時間の確認欄、適時設けられている公民にチャレンジで身につけた言

語活用力が、さらに深められる工夫がされるとともに、社会科で狙う公民的資質を伸ばすため、今日的な政治の課題、社会の問題について、みずから考え意見を持てるような工夫がされています。

社会科3分野とも、この継続的な言語活動に取り組むことで、多面的、多角的な思考力、公正な判断力、豊かな表現力を育成することができると思います。

以上により、本市の社会科の指導方針に東京書籍の教科書は適合しているものと考えます。以上でございます。

教育企画課指導主事 続いて、地図についてご説明いたします。

地図については、引き続き帝国書院の「中学校社会科地図」になります。この地図は、松戸市の学校教育指導方針に適合しています。

今回、領土、領海、領空、災害、防災については、新たにページが設けられています。竹島、尖閣諸島、北方領土については、写真つきで日本固有の領土であることが明記されています。

それでは、特長について3点、アジア州を例にご説明いたします。

ピンクの附箋のついた19ページ以降をごらんください。

1点目は、学習指導要領に即し、一般図と主題図、そして巻末の統計資料の質、数ともに充実し、生徒の調べ学習に活用しやすくなっていることが特長です。また、各地域の導入図「ながめてみよう」や見開きの大きな鳥瞰図が掲載されていることで、これから学習する地域に興味・関心を持って取り組むことができるように工夫されています。

2点目は、地図や資料から読み取る力を身につけさせるために「地図を見る目」のコーナーを、また言語活動を促す「やってみよう」のコーナーを設け、生徒みずからも地図帳を活用できるように工夫されています。

3点目は、紙面の色調は鮮明で、浮き彫り表現によって地図が立体的に感じられ、土地の高さが読み取りやすくなっています。また、赤文字には黒の縁取りをつけるなど、誰もが使いやすいユニバーサルデザインを取り入れているのも特長です。

以上でございます。

教育長職務代理者 これで社会科、地図も含めた4教科のご説明をいただきました。

何かございますか。

松田委員 今日の請願じゃないんですけれども、東京書籍の歴史認識の特徴というところ、どういふところにあるんでしょうか。

指導課指導主事 特に、戦前の歴史認識でございますが、先の戦争で加害者であるということ意識し、近隣のアジア諸国に配慮した立場で記述をされております。

松田委員 例えばどういうところですか。何カ所かあるんですか。

指導課指導主事 例えばですね、220ページをごらんください。ここでは南京事件を取り上げていますが、女性や子供など、一般の人々や捕虜を含む多数の中国人を殺しました（南京事件）というふうに記載されています。

また、227ページをごらんください。ここでは、多数の朝鮮人、中国人が、意思に反して日本に連れてこられ、工場や鉱山など劣悪な条件下で労働を強いられたという記載があります。この記載を見ても、さきに述べたことの説明になるかと思えます。

松田委員 かなり中立なんですか。

指導課指導主事 はい。

松田委員 はい、ありがとうございます。

武田委員 さっきの請願に載っていた従軍慰安婦の記載はどこに。

指導課指導主事 この教科書では、従軍慰安婦の記載はございません。

指導課長 加えてよろしいですか。

慰安婦に関しましては、今回、検定本の中で記載がございましたのは、学び舎に慰安婦という言葉がございまして、それ以外は一切ございません。

松田委員 今、非常に詳しく説明いただいたんですけども、この教科書の特徴はこういうところだから、この特徴を生かして指導してくださいというような、そういうことを各学校に伝える機会というのはあるんですか。

指導課指導主事 教科書をもとに研究授業で計画訪問など行っていますので、そういうところで逐次説明、それから指導ということをしていきたいと思っています。

松田委員 教育委員会でこれだけ話し合っ、て、こういう点を評価して採択したので、先生方には、これを踏まえてご指導くださいと伝える機会というのは、それぐらいしかないということですか。

指導課指導主事 そうですね。ただ、説明の中でも申し上げましたが、非常に使いやすい教科書でございます。ですから、経験の少ない若手などにも非常にやりやすいかなというふうに思います。

松田委員 ありがとうございます。

山田委員 今の歴史認識の点について議論をする場というのは、恐らく先生方はなかなかない

と思いますし、それは非常に難しい話。それをすべきだというんじゃないんですけれども、多分どなたも、こうやって教科書を、特にそういう戦前、戦中、戦後ぐらいのところの記載を見ると、そんなに大きな違いはなく、逆に私は東京書籍がある意味中間的なというか、中庸を得ているというような感じを持っていますので、そういったことで、時に、実態を余りよく知らずに批判をされる親御さんとかも、もしかしたらいらっしゃるのかもしれませんが、教科書としては大体世論というか、いろんな意見がある中の、ある一定の真ん中あたりにあるというふうに考えていいんじゃないかというのが私の感想ですので、そういう共有の仕方ができるかどうか、これもまた難しいですが、この場だけかもしれませんが、ちょっと申し上げておきます。

教育長 バランスなんですよ。バランスをちゃんととってもらわないと困るんだよ、教科書というのはね。

いいですか。

教育長職務代理者 はい、教育長どうぞ。

教育長 たくさんあります。

今、4冊を、ですから——どうぞ一回座ってください。でも、中学校は1人だけだから、多分、答えることになるけれども。これは課長かな、4冊を一緒に説明してもらったんだけど。実は採択協議会の中でも、終わってからなんですけれども、社会科は社会科で一緒にやっても同じですよって、別に、例えば乱暴な話、全部説明してもらった後で、去年と同じでいいですかと、そうやっている採択協議会はないと思うんですけれども、それでも別に違法ではない。丁寧に、本当はさっきの市立松戸高校にも今と同じように丁寧にやってもらいたかったんだけど、3冊ぐらいはね。新しいの3冊しかないんだから。これはちゃんと残しておいてください。記録に。

せっかくそうやって丁寧にやってもらうんだけど、社会科は、やっぱり3冊同じ出版社のほうが授業はやりやすいですよ。

指導課指導主事 そうですね、はい。

教育長 そうですね。

指導課指導主事 はい。

教育長 3冊の出版社を変える意味というのは、ほとんどないですよ。

指導課指導主事 ないですね。

教育長 地図は別として、3冊分については、だから一緒に採択しても、そんなに問題はない

ような気がするんですけども、課長さん、いかがですか。

指導課長 やっぱり私見ですけども、社会科については、同じ会社のほうが指導しやすいというふうに私も思います。ですので、その辺は、これから採択地区協議会の中で検討していく内容なのかなというふうに、今認識していますので、ぜひこの後の……

教育長 そうですね。なので、課長さんに質問させていただきました。

次に、社会科の中身なんですけれども、どんどん丁寧になっていくでしょう、教科書が。そうすると、例えばこのほかにデジタル教科書もある。社会科というのは資料集使いますよね、資料集の必要性というのはどんどん薄くなっていくような気がするんですけども、そうじゃなくて、教科書は教科書としてやっぱり、もういいかげんに丁寧にするのはこれぐらいでやめておいてというスタンスのほうがいいのか、いや、資料集と一体化したというか、一体化してくるような、私はそういう印象を持っているんですけども、こういう教科書のほうがいいのか、先生としてはどうのご意見ありますか。

指導課指導主事 私の私感としましては、まず、資料が充実したということを説明しているんですけども、若手にとって非常にやりやすい。つまり、落としちゃいけない資料が載っていますので、そういう意味でも漏れ落ちがないかと思うんですが、私としては丁寧過ぎると思います。ですから、例えば、社会科の身につけなければならない力の中で、資料活用力というのがあるんですね。

例えば、その資料というのが課題に対して一番適合するのか、例えば、教科書のデータと地図帳のデータと資料集のデータで、一番最近のものはどれかというようなことなんかやはり資料活用力ですし、それから、例えば、ここまで丁寧じゃなくても、資料集の中から見つけさせる学習というのも、積極的に取り組んでいる先生がたくさんいると思います。ですから、そういう部分では、個人的にはここまで丁寧にする必要は、正直ないと思います。

ただ、万人に使いやすいですし、それからいろんな学力のある生徒は、この教科書を見れば、こういう資料でこうなんだなということを知づくような生徒もいると思うので、生徒にとってもやりやすいと思います。

教育長 ありがとうございます。

教育長職務代理者 一番問題になるのがやっぱり社会科で、今日の請願にもあったように、この教科書等は、みんなあるところに置いておいてほしいという人たちがいます。いい悪いじゃなくて、やっぱり歴史認識については皆さん関心があることは確か。それは我々も真摯に受けとめる。ただし、余り極端に走るのもやっぱり問題。しかも、子供の教育ですから、何

が歴史上の真実かなんていうのは誰にもわかりません。誰にもわからんというのが、歴史の真実ですよ。

我々はよく言うんですけれども、裁判もそうなんです。事件で、真実を知っているのは犯人なんです。裁判官は真実をどうやって導くか、これが難しい。ある裁判官は、死刑判決なんかとても書けないというふうに言った人がいますけれども、真実の発見は本当に難しい。

だから、今、先生がおっしゃったように、子供たちに考えさせる力、あるいは資料を自分で見つけて、そこから読み取る力、これが大きくなったら物すごく役に立つ。

教科書は、本当に詳しくなり過ぎましたね。百科事典みたいになってしまい、これを読めば、これで大丈夫かというふうに思われやすい。きれいになったし丁寧になった。それはいい面もあるけれども、最終的に考える力がどのぐらいつくかが問題です。

教育の一番大事な点はどうやって自分で考える力を養うかです。それをどうやって、教室で伝えるかですよ。抜くところは抜いて、あとは子供たちに考えてみなさいというふうな指導方法もあってもいいかもしれないですね。

指導課指導主事 ありがとうございます。

教育長職務代理者 それでは次は数学です。

指導課長 よろしいですか。

それでは数学につきまして、指導課の浦上指導主事より説明させていただきます。

指導課指導主事 それでは、よろしくお願いたします。

数学は、啓林館の「未来へひろがる数学」です。現在も使用されている教科書になります。それでは特徴について、松戸市の学校教育方針の適合性も含めまして、4点お話しさせていただきます。

1年生の教科書をごらんください。

啓林館のみにある特徴といたしまして、本冊と別冊の2冊構成としているところです。1年生の教科書の後ろのほうに別冊がついているかと思えます。

別冊では、本冊で取り上げられなかったものを中心に、4ページからのように章ごとに関連する既習の内容と、8ページからのように多様な視点からの活用場面を用意し、個に応じて必要なもの、興味のあるものを選んで使えるようにしてあります。

また、本冊の巻末にあった章末問題等の解答ですね、これを全て別冊の巻末に移動してございます。そうすることで、本冊の問題と別冊の解答、両方を机の上に広げて見ることができるといふ配慮がござります。

また、別冊にすることにより、従来よりもページ数をふやすことが可能になり、以前の啓林館の教科書では、巻末に8ページの解答がありましたが、別冊に移りまして13ページということで、問題数もふえているとは思うんですけども、詳細な解答が掲載されております。

2点目は言語活動の充実についてです。

本冊の各節は本冊の47ページ、青い附箋が張ってございます。数学的活動を伴う学習の扉からスタートしており、必ず言語活動の場面を配置してございます。また、思考力、判断力の育成のために、52ページのように千思万考という考えるコーナーが各章1カ所用意されていたり、72ページのように、みんなで話し合ってみよう、自分の言葉で伝えよう、自分の考えをまとめようといった表現力の育成のためのコーナーが随所に用意されていたり、とても充実しております。

3点目は、スモールステップによる基礎・基本の充実です。

86ページからのように、例、例題にはタイトルをつけ、学習内容が明示してあります。自力で取り組めるようにヒントとなる考え方を入っていたり、直後の問いには、例、例題の数値を少し変えた問題から入ったりと、なだらかにステップにしてあります。また、101ページのように、基本の確かめの問題では、理解が不十分な場合に、該当ページに戻って復習できるように工夫がございします。

最後になりますが、小中高の連携についてです。

小学校算数の学習内容と関連する内容を学ぶ際には、105ページのように、適宜振り返り算数という青い枠で囲まれたコーナーを配置し、算数の確認をしながら学習を行うことができるような工夫がございします。また、別冊の学びをつなげようでの既習を振り返る内容も、とても充実しております。

3年生の教科書231ページからのように、広がる数学、ここでは高校数学と関連する発展的な内容を、発展マークをつけて取り上げ、生徒の実態や興味、関心に応じて授業で扱ったり、自主的に取り組んだりできるような工夫が見られます。

以上により、基礎・基本の確実な定着と言語活動の充実という本市の学校教育指導方針に適合していると考え次第であります。

これで説明を終わります。

教育長職務代理者 いかがでしょう。

本音はどうですか。

指導課指導主事 すばらしい教科書だと思います。

市場委員 教科書が変わるということは、先生にとってはかなり負担になることですか。

指導課指導主事 そうですね。やりづらさはあると思います。

今回、小学校が変わりましたので、訪問とかに行くといろいろなご意見はいただきます。

松田委員 ということは、あれですか。会社によっていろいろ違うから、小学校と中学校の連続性も必要だということになるの。

指導課指導主事 それは、同じ教科書会社のほうがいいという場合もあるとは思いますが、やっぱり一番大事なのは、小学校でやってきたことが、なだらかに中学校に接続してあるかどうかというところが大事だと思いますので、それを考えたときに、先ほどご説明いたしました振り返り算数であるとか、別冊の学びをつなげようとかというところは、かなり充実しているところでありますので、いわゆる中1ギャップというところに関して、気を使ったつくりになっているかと思います。

山田委員 別冊って、いいことばかりですか。

指導課指導主事 いや、なくす場合もあります。

教育長 やっぱりなくしちゃう。

指導課指導主事 なくしちゃう場合もありますけれども、ただ、これについては、教科書と別冊がそれぞれ別の形になっていますので、変な話、別冊をなくせば、別冊だけを買うことは可能なんです。どうでもいいかもしれないですけども。

ただ、なくさないように、ちょうど、入れるとはみ出ないように、ぴったりとおさまるようにもなっておりますので、いろいろ考えているなというふうには思います。

山田委員 私、各社を見比べるときに、方程式の一番最初のところで事例がそれぞれ出ているんです。それが何を持ってきているのかなというのを比べて、ちょっと見てみたんですけども、これははがきとトレーの重さで方程式をつくるという。

これも、多分そんなに大差はないんですね、何を持ってくるかにもよるんですけども。割と高級感があるというか、できる子向けみたいなイメージを私は持っているんですけども、この啓林館。そういう違いというのは、ほかのあれで授業をやらないと、やっぱりわからないと思うんですけども、別にそういうレベルの差というのはないですか。

指導課指導主事 そうですね。導入部分においては、どの教科書会社もできるだけ日常生活に即したものを用意してくるところなんですけれども、前に啓林館に変わったときには、少し導入部分が難しいのではないかというご意見もいただきました。

ただ、内容に関しては、すごく基礎・基本についても充実している部分はありますので、

全社比較して、啓林館だけが特別難しいとか、ほかの教科書会社は、これは難しくてできないとかという差はないとは思いますが。

松田委員 啓林館は、見比べてみると、定理がしっかりしているんですね。そういう意味で、数学指導のプロの先生方にとっては非常に使いやすい教科書なのだろうと思います。

ただ、これが中学生にとって難し過ぎないかという面になってくると、私もわからなくなります。啓林館のはレベルの高い教科書だと正直なところ私は思っています。今の中学生の松戸市のレベルからして、これは十分使いこなせそうかどうか。それから、先生方の力量といえますか、そういうものが、この別冊まで使いこなすことができるかどうか、この辺を学校現場をよく知っておられる立場からどうお考えかお聞きしたいんですけども。

指導課指導主事 そうですね。やはり若干レベルは高い部分はあるかと思いますが、全て1冊をやりきるというものではありませんので、別冊についても実態に合わせて、ここは全体でやる、ここは上位の子たち向けにやらせるとか、ここの部分は個別にやるとかという、そういう工夫をしていけば、十分使いこなせる部分があるのではないかなというふうに思います。

そのあたりについても、何らかの形で先生方にご理解いただけるような機会は持ちたいなとは思っています。

松田委員 ぜひ理解をしていただく機会を作ってください。

またちょっと心配なことを申し上げますと、小学校版のほうで、実は別冊を設けた教科書がありました。それが使いこなせない、そこまでいかないという声が結構あったようなことも聞いていますので、そういうことがないように、扱いには、十分ご配慮ください。

指導課指導主事 はい、検討させていただきたいと思います。

松田委員 周知徹底だけ、お願いしたいと思います。

教育長職務代理者 よろしいですか。ありがとうございました。

指導課指導主事 ありがとうございました。

教育長職務代理者 それでは、次をお願いします。

指導課長 ありがとうございました。

続きまして、理科の説明です。指導課の上田指導主事よりご説明いたします。

指導課指導主事 理科について説明いたします。

理科は、大日本図書で継続でございます。小学校も同社を使用しており、より系統性が保たれると思われま。

本書の特徴は、教材の入手時期や内容の関連性を考えた配列で、他学年との理科室の重複に配慮されていることから、単元の入替えを行わずに使用できる点だと思っています。

それでは、松戸市の教育基本方針との適合性について説明していきたいと思います。

初めに、基礎・基本の定着についてです。

1年生の21ページをごらんください。

各単元の初めになりますが、学習の目標が四角い枠で書かれています。その後、次のページには、これまでに学習したことにより既習事項の確認ができ、さらに、これから学習することにより単元の見通しを持つ構成になっています。

また、83ページをごらんください。

生徒がつまづきやすい計算については、例題と解答例を示しており、注釈には関連する内容の記述をしたりしてあります。このような学習のサポートのほか、生徒の自主学習教材として、1ページあけて、中ごろに問いや、それから章末問題というものがあります。これらのほかに、単元末にはまとめのページ、単元末問題というものがありますので、基礎学力の定着を図ることができると思います。

3年生の教科書になってしまうのですが、緑の附箋のページ、これは今回新たに創設されたものであり、1、2年生の学習ができるようになっています。

次に、言語活動の充実について説明いたします。

1年生の教科書に戻りまして、73ページです。こちらにはノート書き方が記載されています。

1ページめくりまして、74ページはレポートの書き方が掲載されています。ノートやレポートを書くことが苦手な生徒にとって、とても参考になると思います。

それから、78ページからの実験の流れを追ってみたいと思います。課題把握、実験、結果の整理、考察、まとめと、わかりやすい流れの課題解決学習で、科学的な思考力、判断力、表現力を養うことができます。また、話し合ってみようのように、意図的に話し合い活動が設定されており、言語活動の充実が図られると思います。

最後になります。126ページをごらんください。

各章の終わりに学んだことを生かそうが設けられており、主体的に取り組む課題解決学習を通して、科学的な思考力、判断力、表現力を養うことのみならず、学んだことを生かす活用力を身につけることが可能かと思われます。

以上により、松戸市の学校教育基本方針に適合していると考えます。

以上で説明を終わります。

教育長職務代理者 いかがでしょう。何かありますか。

武田委員 単純な感想なんですけれども、高校生になると理科って分科しますよね、科学とか物理とか。それが一気に入ってくるのが中学、生物であったりとか混在してある中で、やっぱり教えるのの難しさが一番あるのが中学の理科かなというふうに私は思っているんですけども、一番気になるのが、できる子ができなくなる瞬間ってあると思うんですよ。得意、不得意って絶対あるので、生物が得意で1学期すごく頑張れたのに、科学になっちゃったら急に、ましてちょっと物理っぽいものもちょこっと入ってきますよね、完全ではないけれども。そうすると、何か嫌になっちゃったみたいなの。そういうことってどんな、1年を通して、先生ってどういうふうに工夫されているのかなという。

指導課指導主事 正直言いますと、やはり分野によって、得意、不得意というのはかなりあると思います。今回の教科書なんかを見ますと、先ほどの計算のところがとても詳細になっていて、例題のところもそうなんです。割り算の仕方とか、少数や分数の計算の仕方、それからグラフの書き方といった細かい点まで、一応、フォローするような形で載っていますので、そういったことを丁寧にやはり、私も濃度とかの計算でさらっと流さずに、やっぱり1時間かけて学習をとってみたいとか、そういう工夫は学校で行っていると思います。

武田委員 やっぱりそれぞれ同教科の先生とお話すると、そういう話はやっぱり……

指導課指導主事 そうですね。多少、やはり軽重というか、時間のかけ方は学校で工夫されていると思います。

武田委員 ペース配分難しいですよ、すごいですね。

指導課指導主事 そうですね。

武田委員 雑談ですけども、すごくそれを感じたので。

中学のことって意外と忘れてたんですよ。何か高校のときからの記憶しかなくて、そういえばこんなにまぜこぜで、好きなところだけやるわけじゃないので、選択がないので、先生は大変だろうなと。

教育長職務代理者 先生は大変ですよ。

武田委員 すみません、そう思って。頑張ってください。

教育長職務代理者 松戸市としては、例えばマブチモーターが小学生に実験用の製品を寄附してくださって大変助かっています。科学や自然科学に関心を持つということを大変寄与していますよね。その延長線で、小金中がロボットで世界的なレベルまで行くようになってきた。

そういう動きが、理科を通じて広がっていくといいなというのはありますよね。

理系はこれから本当に重要になる。理系を何か大事にしたいですね。

ありがとうございました。

指導課指導主事 ありがとうございました。

教育長職務代理者 皆さん、よろしゅうございますね。

(「はい」の声あり)

指導課長 次、続きまして、音楽のほうになります。

音楽につきましては、音楽の一般と音楽の器楽につきまして、一緒にご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

音楽については、指導課、近藤指導主事よりご説明申し上げます。

指導課指導主事 それでは、音楽一般から説明申し上げます。

音楽一般は、教育芸術社の「中学生の音楽」で継続です。

今からご説明申し上げるオレンジ色の附箋①から③については、小学校での学習内容を系統的に発展させて学習できるように工夫されているところでございます。

まず、附箋①、左6ページ、ビンゴゲームでは、音符、休符、記号の名前を確認するための手だてとして、ゲーム感覚で学習活動ができるビンゴカードを活用しています。そして、右7ページ、リズムゲームという創作活動に発展させていきます。この系統性のある学習を3年間継続指導することによって、基礎的能力の育成を図ることができます。

附箋②、10、11ページ、「主人は冷たい土の中に」の教材は、小学校5年生のときに「静かにねむれ」という曲名で和音の響きの学習をしました。中学校では、小学校の学習を基礎とし、学習内容をリズム、旋律、曲の構成と共通事項を増やし、深めていく題材構成となっています。

附箋③、12ページ、ここがわかればグレードアップでは、学習内容の焦点化した紙面を確認しながら学習することができます。

附箋④、20ページ、「朝の風に」をごらんください。中学校生活には合唱は欠かせません。小学校では二部合唱を経験してきていますが、中学校では、男子が徐々に声変わりを経るために低音部が充実し、より厚い層からなる合唱が可能になってきます。ここがわかればグレードアップ、パートの役割と旋律の重なり方のステップ1では、各段の主旋律が女性と男性のかかわりを確認することができ、ステップ2では、リズム、旋律の重なり方を図式化したもので理解させる工夫がなされています。さらにステップ3では、ステップ1、2で学習し

たことを根拠として活動することで、音楽表現の創意工夫をする力を高めることにつながっています。

この学習は、附箋⑤、54、55ページ、歌い継ごう日本の歌や、58ページ以降の心通う合唱の合唱活動を通して生かすことができます。合唱曲の多くは、道德教育を意識した選曲であることも特徴です。

音楽科における言語活動については、附箋⑥、36ページ、鑑賞教材「魔王」で説明いたします。この曲は、1人の歌手が4人の登場人物を声で表現することを学習します。それぞれの登場人物をマークで楽譜に示し、子供の出だしの部分を4カ所色塗りする、学習内容を焦点化する工夫がされています。この子供の出だしの歌詞は、「お父さん」で同じなのですが、魔王に連れていかれそうな逼迫した様子や恐怖感を、音が1音ずつ上がっていくことに気づかせるための手立てです。さらに、この学習では、附箋⑦、38ページ、ここに注目してみようの音の高さの変化という欄で考えさせ、より深めることができます。

このような言語活動により、作曲者の意図を想像する活動につなげ、この「魔王」という難しい楽曲の鑑賞を興味深いものにしていきます。

このように、基礎・基本を無理なく定着させる工夫や、言語と音楽との関係を大切にしたい言語活動の充実を目指す点からも、松戸市の施策に沿っており、教育芸術社の教科書は適していると考えます。

次に器楽ですが、音楽一般と同様、教育芸術社「中学生の器楽」です。

まず、中学校の器楽でメインに使用するアルトリコーダーからページが始まり、ブルーの附箋①、8ページから「かっこう」、「メリーさんのひつじ」など、簡単で親しみやすい選曲がされています。小学校時にソプラノリコーダーで習った曲を、再度アルトリコーダーで履修する工夫がされており、履修した曲を異なる楽器で演奏できる喜びを味わえるとともに、基礎・基本において、連続性ある学びができるようになっていきます。また、ほかの楽器で練習する曲についても、なじみのある曲、聞いたことのある曲が多く選曲されております。

次に、附箋②、24ページです。松戸市では、和楽器の学習として、ほとんどの学校の授業で箏を扱っています。箏のページでは、基本的な事柄が多くの写真とともに丁寧に解説されているので、実技練習中であっても、教科書を見て解決することが可能です。実際は触れる程度の活動ですが、我が国の伝統的な楽器に触れる機会は貴重であり、楽器についての理解が広がります。

さらに附箋③、80ページからは、器楽においても小学校で学習した「さくらさくら」の共

通教材を通して、さまざまな日本の伝統楽器のアンサンブル教材が選曲されているので、興味、関心を高めることにつながります。

音楽一般、器楽ともに、以上のような点から、音楽に対する豊かな感性、基礎的能力の育成に重点を置いた松戸市の教育方針に沿っており、教育芸術社の教科書は適していると考えます。

以上で説明を終わります。

教育長職務代理者 何かございますか。

教育長 この一般と器楽の出版社が違うと、やっぱり困る。

指導課指導主事 同じほうが、指導はしやすいと考えます。

教育長 困るところまではいかない。

指導課指導主事 困るまではいかないと思いますが、小学校で使われてた教材がまた中学校で再び出てくると、より親しみのある、振り返りができるということで復習学習につながっていくので、よいかと思われま。

教育長 それは、一般の分にも器楽のほうにもあるということ。

指導課指導主事 はい。

松田委員 この教科書が、こちらのほうですが、2・3上、2・3下となっているのは、これはどうしてなんですか。

指導課指導主事 2年生と3年生の2年間で上と下を使うので、指導者や学校の生徒の実態に合わせて、下のほうを先に進めたり、上の中身を進めたり、入れかえをすることが可能でございます。

松田委員 上下というのは、順番じゃないんですね。

指導課指導主事 そうですね。一応、基本上、下、2年間で上と下を使用できるという。

武田委員 実践的なところじゃなくて、こういう音楽史的なものってどの教科書にも載ってたんですけども、こういうのも授業というような形式でやることはあるんですか。

指導課指導主事 音楽史としてはなかなか難しいのですが、鑑賞のときに、日本の時代ではこういう時代に、海外のこの作曲者はこういうことをしていたとか、歴史と……

武田委員 じゃ、参考資料みたいな感じでお使いになる。

指導課指導主事 そうですね、はい。

教育長職務代理者 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 ありがとうございます。

指導課長 ありがとうございます。

それでは、続きまして美術でございます。

美術につきましては、指導課、菊池補佐からご説明いたします。

指導課課長補佐 それでは、美術についてご説明いたします。

この開隆堂出版は、現在使われている教科書会社で継続でございます。

まずは、言語活動の充実について、例を挙げながら説明させていただきます。

他社より秀逸なのは、題材と生徒とのかかわりを持たせようとする問いかけ文の工夫です。

美術1の教科書のピンクの附箋、16、17ページをごらんください。あなたはどちらの絵が好きで、その理由はとか、描かれている人は何をしようとしているかといった問いかけがあります。生徒は絵の中の根拠をもとに、自分なりの意見を構築しようとするでしょう。この活動は、まさに言語活用科、日本語分野の「意見を言おう」や「分析しよう」の学習内容であり、松戸市の教育指導方針とも関係しているものであります。鑑賞の学習の充実を図る上でも、生徒たちがより主体的に学ぶ手だてとなっております。

次に、基礎・基本の充実に関する工夫について述べます。

黄色の附箋の28、29ページをごらんください。この中に、黄緑色の囲みがあると思うんですけども、その囲みの中には、基本的な技法が複数示されています。このような技法は、他社の教科書では教科書の巻末にまとめて掲載されているのですが、開隆堂出版の教科書はその題材のページに載っているのですぐ活用できます。技法を見て知ることが、発想の手助けになる場合もあると考えられます。

その他の工夫としまして、2点申し上げます。

もう一冊のほうの美術2・3のグリーンの附箋のページをごらんください。美術の授業で学習したようなことを、仕事に生かしている方たちが紹介されています。美術は自分たちの身の周りの生活の中に息づいていること、社会で役立っていることを明確に伝えています。学校で学ぶことと社会での仕事のつながりが示され、キャリア教育の一端も担っています。

2点目は、オレンジの附箋のページをごらんください。日本の伝統的な表現方法である絵巻物を学習するページですが、この題材の部分は43ページから始まって、逆行して38ページで終わります。字も縦書きです。現代の漫画にも通じる表現方法として、このページの下の方に掲載されている「鳥獣人物戯画」、いわゆる「鳥獣戯画」ですけれども、これはどの教科書でも取り上げられているのですが、このようなユニークなページ配分で説明している

のは開隆堂出版のみです。動物たちの動作や表情から、物語を読み取らせる活動も、言語活用科に通じるところがあります。

以上で美術についての説明を終わります。

教育長職務代理者 ありがとうございました。

いかがでしょう。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 どうもありがとうございました。次をお願いします。

指導課長 ありがとうございました。

続きまして、保健体育に移ります。

保健体育につきましては、保健体育科、山藤指導主事よりご説明を申し上げます。

保健体育課指導主事 それでは、保健体育科の教科書についてです。

大日本図書が採択され、継続となりました。

学習指導要領保健分野の目標及び千葉県の学校教育指導の指針である明るく豊かで活力ある生活を営む態度の育成という目標に準拠しているとともに、本市の学校教育指導方針の運動や健康にかかわる資質や能力の育成という重点課題についても、十分に対応できる編集内容となっています。考えようや学習を生かしてという項目が多く設定されていて、生徒にとって身近な生活場面での考察や、論理的思考力を高める場面として活用し、言語活動を充実させることができるようになっています。

また、授業の流れをつくりやすい構成となっており、最後のキーワードで学習内容のポイントを絞って振り返ることができ、定着が図れるように工夫されています。また、各内容の最後には学習のまとめがあり、重要な言葉や学習の要点がわかりやすくまとまっており、自主学習のときに活用でき、基礎的内容が身につけやすくなっています。

さらに、本市の教科指導の重点に、保健学習では体験的な学習を重視するとあります。これにつきましては、わかりやすいイラストや写真が配置されており、体験的な学習を進める上で活用しやすい資料となっています。

以上のことから考えまして、本市の保健体育科の指導方針に適合している内容、編集であると考えています。

ちなみに、松戸にかかわる写真が使われているページなのですが、19ページに東葛駅伝の写真が使われています。また、42ページに全国の弓道大会、第六中学校の選手が写っている写真がございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 いかがでしょう。

ちなみに、学校の先生というのは喫煙する先生は多いですか、少ないですか。喫煙者には144ページの図をお見せしたいですね。すごい肺になるんですね。

指導課長 私の経験上ですが、大分少なくなってきました。特に小学校の教員は、非常に少ないと思います。

教育長職務代理者 こういう写真があるから、教師のほうから進んで、禁煙の方向に行つて欲しいですね。吸って悪いことないけれども、他人に迷惑かけないようにしましょうという、そういう医学教育も大事ですよ。

ありがとうございました。

指導課長 すみません。それでは、続きまして技術科と家庭科と、あわせて説明させていただきます。

技術課のほうは指導課、西野指導主事、家庭のほうは研究所の荒木指導主事です。よろしくお願いします。

指導課指導主事 それでは、技術分野について説明いたします。

前回に引き続き、開隆堂となります。

まず、基礎・基本の定着についてです。

緑色の附箋が入っている1ページの一番下をごらんください。学習効果を高める学習マーク一覧が記載されております。他教科とのつながりについては、リンクマークであらわしたり、技術分野において重要な視点である技術と環境とのかかわりや、物づくりと安全については環境マークや安全マークなどで関係資料が示されております。

続きまして、緑色の附箋が入っている160ページから163ページをごらんください。生物育成に関する技術の項目の実習例では、本書のみ細かな作業がわかりにくかった写真による表現をやめて、生徒がより理解しやすいよう、全ての作業名をイラストで細かく表現するように改善されております。

続きまして、緑色の附箋が入っている190ページから201ページをごらんください。松戸の多くの中学校において問題化しているLINEなどのコミュニケーションを初め、身の回りにある情報社会に潜む危険性について、情報モラルと情報セキュリティに関する内容とに分けて、12ページにわたって記載されております。また、本文の関連各所には情報モラルリンクマークをつけて、関連する場所を参照できるようになっております。

続きまして、緑色の附箋が入っている200ページと201ページをごらんください。この教科書では、全ての項目で学習の目当てとなる学習の目標がページの上部に設けられており、本時に学習するための必要なことが一目でわかるようになっております。

また、次の項目に話し合ってみよう、調べてみよう、考えようなどの課題を設定しており、生徒たちが学習内容に入りやすくなるように、学習内容に関連する内容を考えたり調べたりさせる導入課題も設けられております。

ほかにも、一番下に記載されている資料や右のページに記載されている小課題、参考等の項目を取り上げて、本文に記載されている基礎的、基本的な学習内容からさらに一步深めた内容理解につなげられるような構成となっております。

次に、言語活動の充実についてです。

本教科書には、より多くの実践的、体験的な学習活動や実践例が掲載されております。生徒たちが実際に体を動かしたり、話し合ったり、考えたりしながら、実践的、体験的な活動を通した学習がしやすいように配慮されております。

続きまして、青色の附箋が入っている73ページをごらんください。製作品を図や表を用いてわかりやすく表現するとともに、成果の発表や自己評価、総合評価を行うなどの言語活動を充実させ、言語能力を養えるように配慮されたつくりとなっております。

続きまして、青色の附箋が入っている216ページから221ページをごらんください。パソコンを利用したデジタル作品の制作や発表方法も取り上げ、相手に見やすく、わかりやすく伝える技術の方法も示されております。

以上により、本書は本市の技術分野の指導方針に適合していると考えております。

以上です。

教育長職務代理者 いかがでしょうか。

指導課長 引き続き家庭科のほう。

教育長職務代理者 そうか。ごめんなさい、家庭科をお願いします。

指導課長 技術家庭科でございます。

教育研究所指導主事 家庭分野も技術分野と同様、現行と同じ開隆堂出版です。

本教科書は全体的に、75ページにあるようなインパクトのある実物大の写真を用いたり、視覚的に捉えやすくしたりしており、生徒の興味、関心を高める工夫が随所に見られます。各題材は、導入、基礎学習、展開、振り返りの順で構成され、問題解決学習を無理なく展開することができます。また、各項目に探求や発展の内容が位置づけられていて、学習を深め

るのに役立ちます。

家庭分野に4つの内容がある中で、食生活の内容が充実しています。他社に比べ食育を重視し、食生活を総合的に捉える本教科書の特質を生かして、健全な食生活を実践するための基礎が培われるようになっていきます。

食文化の伝承や地域の伝統文化の扱い方も適切で、130ページからの単元にあるように、地域の食材と郷土料理を扱い、135ページでは、2013年にユネスコ無形文化遺産に指定された和食の文化も取り上げられているところも特徴的です。生徒の興味、関心の高い調理実習例が多いのも、家庭で作ろうとしたときに役立つと思います。

基礎的、基本的な技能については、186ページのように写真と図を使い分け、わかりやすくあらわしています。

小中の連携も適切に図られていて、190ページのように小学校を振り返る場面を設けています。

言語活動に関しては、思考、判断、表現力などをはぐくむための十分な配慮がされています。特に、260ページから言語活用の充実のためのページも設けられ、具体的に示されていて大変わかりやすいです。

以上の点から、本教科書は松戸市で使用するのに適していると思われれます。

これで説明を終わります。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

いかがでしょう。特にないですか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 どうもありがとうございました。

指導課長 ありがとうございます。

では、続きまして外国語、指導課、稲積指導主事よりご説明いたします。

指導課指導主事 それでは、よろしく願いいたします。

外国語の教科書についてご説明申し上げます。

対象となる教科書は、開隆堂出版の「SUNSHINE ENGLISH COURSE」です。本日は、赤い1年生用の教科書をもとにご説明いたします。

まず、附箋の1番、6、7ページをごらんください。ここからは、小学校で学習した会話や表現が復習として扱われております。これより後のページでは、身の回りにあるものをあらかわす英単語などが丁寧に扱われており、全部で18ページを割いております。

次に、附箋の2番、18、19ページをごらんください。小学校から中学校の接続の一貫として、ここでアルファベットが扱われております。書き取りの練習を行うペンマンシップを兼ねており、他社よりも分量も多いです。小学校にて、ハートでイングリッシュで学習している本市の生徒にとって、中学校の初期指導の段階から、すぐに書く学習活動に取り組める構成となっています。

次に、附箋の3番目、23ページをごらんください。英和辞書の使い方を紹介しております。このように学習方法に言及することで、みずから学ぼうとする自律した学習者の育成を目指せます。

続きまして、附箋の4番目、24、25ページをごらんください。こちらが毎時間の授業の中心となるページでございます。左側のページの上には、新出の学習事項を扱った対話文が示されております。1年生ではこの対話は2行ですが、2年生からは4行の対話になっており、文法を会話活動に直結させることが可能な構成になっております。

次に、その下では、学んだ学習事項を上から聞く、話す、使うの流れの3つのコーナーで確認することができます。また、右ページの下には各コーナーがあり、定着を図っております。このように、1ページの中に学習の流れが確立されており、新しい学習事項を段階的に言語活動を通じて身につけられる構成となっております。

次に、附箋の5番目、86、87ページをごらんください。こちらは、各学年3回ずつ設定されたマイプロジェクトという部分です。それまでの学習内容を活用して、自己紹介や伝統文化の説明をするページです。文章全体をどのように構成するかといった要素が扱われている点が、ここの特徴です。右側のページには本文の構想として、テーマと、それに付随する内容を書きあらわした図がございます。この図は、松戸市の言語活用化日本語分野でも学ぶマインドマップというものです。自分の考えを広げたり、項目ごとに系統立てて考えたりすることで、論理的な文章を構成していく方法です。

附箋の6番をごらんください。巻末には、できるようになったことリストがついております。それぞれの技能別に、3年間を通してできるようになったことを確認することができます。松戸市では、英語教科書の早期給付制度を実施しており、該当学年より進めた学習も可能としておりますので、3年間の学習内容を見通せるこのリストは有効性が高いと感じております。扱われている内容と指導手順の細やかさが見られ、基礎・基本の定着、言語活動の充実という点からも、松戸市の教育施策にふさわしい教科書であると考えます。

以上で終わります。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

いかがでしょう。外国語、英語ですが、よろしいですか。

市場委員 英語教科書の難易度というのは、これは、これぐらいが中間レベルみたいなもので
すか。

指導課指導主事 難易度と申しますと、やはり各社とも扱う分量が項目によって左右している
ところはありますが、さほど同じような文法項目等となっております。

市場委員 そんなに変わらないという。

指導課指導主事 はい。

市場委員 いや、別に悪いというわけじゃない。日本語の解説が結構載っている教科書っぽい
なという印象を持ったので。

教育長職務代理者 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 はい、ありがとうございます。

指導課長 ありがとうございます。

それでは、最後になります。特別支援教育につきまして、研究所、平澤指導主事よりご説
明いたします。

教育研究所指導主事 それでは、特別支援教育の教科用図書について説明させていただきます。
よろしく願いいたします。

特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の教科書につきましては、
文部科学省検定済み教科書、または文部科学省が著作の名義を有する教科書の当該学年用を
使用するのが原則ですが、児童・生徒の実態により、それらを使用することが適切でない場
合は、当該児童・生徒が属する学年よりも下学年の教科書を使用することができます。また、
学校教育法附則第9条の規定による一般図書から選択することができます。

文部科学省が著作を有する教科書、通称星本についてですが、星は1つから4つまであり、
通常、星1つが小学校低学年用、2つが中学年用、3つが高学年用、4つが中学生用です。
松戸市内の小学校で3校、中学校で6校の特別支援学級で使用しております。

学校教育法附則第9条の規定による図書は、文部科学省初等中等教育局教科書課作成の一
般図書一覧から、図書の内容、組織、配列、表現、造本について、特別支援学校及び小中
学校の特別支援学級の児童・生徒の実態に応じた適切なものであると認められる場合について
選択されるものです。

平成28年度使用の学校教育法附則第9条の規定による一般図書一覧には、新たに7冊の図書が選定されております。お手元の資料別紙3の米印がついている7冊の本です。いずれも身近で、生活に密着した具体的内容を見開きページで扱うなど、わかりやすく楽しみながら興味を持てるよう工夫されていて情報量も適当です。音の出る本もあり、見る、聞く、読むなど、いろいろな感覚を使う指導ができます。写真やイラストを多用し、表紙の楽しそうな絵や文字から、興味、関心を引きやすいよう工夫されています。平仮名が多く、漢字には振り仮名が振られており、平易で簡潔な文が使用されております。造本については、どの本も丈夫に作られ、持ち運びやすくなっております。

平成28年度使用の学校教育法附則第9条の規定による一般図書一覧にある新規の7冊につきましては、いずれも特別支援学校及び小中学校の特別支援学級における児童・生徒用の教育に適した内容であると認められます。

松戸市の小中学校では、学校教育法附則第9条の規定による一般図書一覧にある図書を使用している児童・生徒はおりません。このほか、視覚障害者教育用教科書として拡大教科書を、学校教育法附則第9条の規定による一般図書として選択することができます。これは、弱視児童・生徒のために検定済み教科書の文字や図形を拡大したもので、通常学級に在籍する児童・生徒が使用することも可能です。市内でも、拡大教科書を使用している児童・生徒は小学校で5名、中学校で5名おります。

以上で説明終わります。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

市場委員 ちょっとよくわからないので質問なんですけれども、普通のというか、こういう教科書は3年に1回で、これは毎年とかという話が最初のころにありましたよね。

教育研究所指導主事 毎年は、この附則第9条本の規定による図書の一覧に、毎年新しい本が加わっていったり、減らされたりとかということが毎年あるということです。

市場委員 それから、松戸市内では一般図書を使っていないという話だったですか。

教育研究所指導主事 この一覧に載っている図書を使っている市内の小中学生の児童・生徒さんはいないということで、特別支援学校の生徒さんはこれを使っております。

教育長職務代理者 ほかによろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 どうもありがとうございました。

指導課長 では、以上で説明を終わります。

教育長職務代理者 これで全教科をご説明いただきましたが、全体で、委員の皆さん、何かご質問はありますか。

山田委員 どなたにお聞きしていいのかわからないんですけれども、一応質問なんですけれども、教科書会社が変わらないメリットというの、よくあることもわかりました。

これは教材研究が、また同様の内容のようでありながら、やはり活用の仕方が各授業、授業を想定すると変わってくるでしょうから、これは大変なことだと、教科書会社が変わるということは大変なことだということによく理解したつもりなんですけど、一方で、これは仮になれてしまうということの弊害があるんじゃないかということ、全然根拠なく私は思っていて、それが5年なのか、10年なのかかわからないんですけれども、やっぱり教科書会社の競争の中でよいものが出てくれば、やっぱりある一定のときには変わってしかるべきだろうと思うんですね。また、その教育の状況に合うということであれば。

そういったことに関して、なれてしまっただけの弊害があるということに関して、一般論で結構なんですけれども、課長なのかどなたか、ご意見いただければ。

指導課長 今、山田委員さんのおっしゃるとおりの部分が、やっぱり課題としてあろうかなというふうに思うんですが、ただ、なれてしまうというような観点から申しますと、この採択に関しましては、前回も申し述べましたけれども、きちんとした採択に関する専門調査員や、そういった方たちの調査、研究を経てということですので、たまたま結果的に同じ教科書会社の教科書を採択したというような結果になっていますけれども、現実には、その内容を吟味した上での採択だというふうに捉えていますので、それが30年続いた場合であろうが、たまたまそういうことだというふうに理解しています。

山田委員 わかりました。

武田委員 感想なんですけど、私、自分が中学生終わってから、うん十年ぶりに中学校の教科書を拝見する機会を得まして、このたび、こんなに一生懸命教科書見たのも久しぶりでしたんですけれども、物すごい変化に驚いたというのが正直な感想でして、私が中学生のころどんなだっただろうと思ったときに、こんなにカラーが満載でもなかったし、学習の振り返りとか確認とか、あと問題提起みたいなものが、全ての教科書においてすごく丁寧になされていて、それが、ある程度経験の浅い先生にとってはすごく補助的に役に立つ、皆さんが同じ進行ができるということをお聞きして、なるほどと思う反面、先ほど教育長がおっしゃっていた、ある側面として、ベテランの先生たちがもう少し盛り込みたいこと、もう少し自主性を

持たせたいことみたいな部分を、何か年配の先生から若い先生に継承していくような、何かその部分に頼り過ぎないような指導方法というの、もしかしたら必要なのかなと思うぐらい、余りによくできているなというのが、ちょっと驚いたぐらいの感想です。それをどういうふうと思うのかなというのを、どなたに聞くということもないんですが。

学校教育部長 先ほど、山田委員さんのご質問も含めてお答えします。教育長からもこういう機会、3年に一度の機会を通して、各現場で教科書についての勉強云々という話もありましたが、それらを含めて、以前よりもこの改訂に対する世間の目というんですか、関心も高くなってきていると思います。我々も含めて、深く勉強はしていかなければいけないと思います。この改訂の時期には、活性化するというわけじゃないんですが、多面的に深く考えていく機会に、うまく利用していければなと考えている。確かに変わるデメリットもあるし、変わらないメリットというのも多分にあるんだろうと思いますが、あろうがなかろうが、現場の教科書についての勉強はしっかりとやっていきたいと思っております。

教育長職務代理者 武田委員が最後に危惧されていた、ベテランの教師から若い教師への継承というか、ノウハウを伝えるという、そういう点はどうでしょうか。

学校教育部長 今の現場では、若手を中心とした研修会というのが学校現場の大きな経営課題にもなっております。当然のことながら、テクニカルの部分、スキル、授業技術のことも含めてを、まずは身につけなければなりません。そのあたりも含めて力を入れていきたいと思っております。

松田委員 ちょっと教科書と関係ないかもしれませんが、最終的に関連するんですけれども、学力テストの結果というのはどんなふうになっていたのか、ちょっと教えてもらいたいですけれども。

指導課長 松戸市の学力テスト、今、テストと申し上げましたけれども、全国学力学習状況調査の部分について、公表されている部分から申し上げますと、一応、中学校のほうで申し上げますと、いわゆる全国を100とした標準化得点というのがございまして、そこは、平成25年度の部分につきましては、全国と同値でございました。26年度、昨年実施した同調査につきましては、国語は同値でございましたけれども、数学については、A問題、B問題ともに101というような結果で、全国を上回っております。

もう少し詳しく申し上げますと、いわゆる4分子、4分位層という、全部の子供たち、受けた子供たちのA層が上のほう、それからB、C、D層というふうな形で、単純に25%ずつではないんですけれども、そういった4つの階層に分けて比較したものがございまして、こ

ちらは、平成21年のものと平成26年のものを若干比較いたしますと、例えば国語のA問題では、D層が、平成21年は松戸市が24.3%、全国が24.2%と、松戸市のほうが若干D層の子供が多かった現状がございましたけれども、これが平成26年になりますと、松戸市が20.5%、全国では24.0%ということで、松戸市のほうがマイナス3.5ポイント、要するにD層の子が少ないというような結果が出ています。

同じように、今度はA層のほうを比較いたしますと、平成21年のA層につきましては、松戸市が28.9%、全国が30.5%で、やはりA層が全国よりも1.6ポイントほど少なかったんです。ところが平成26年度、昨年の調査は、松戸市が27.9%、全国が26.3%というふうに、1.6ポイントほど松戸市の上位の、A層の子たちがふえている。

これが国語のB問題、それから数学のA問題、B問題についても、若干のポイント差はございますけれども、同じような傾向があらわれておりまして、松戸市の中学生というのが、やっぱり学力的に向上している様子がうかがえるという現状がございます。

この辺は、各学校さんの努力という部分もあるかと思えます。

松田委員 学校の努力。教科書は関係ないですか。

指導課長 はい……。

松田委員 関係ないですか。

教育長職務代理者 いや、教科書は関係あるんですよ。

松田委員 あるんですよ。その辺も詳しく聞きたいなというふうに思ったんですが、時間も時間ですので、ぜひ私たちが、今、中学校の先生が本当に頑張っているという状況をお聞きしまして、それを支援するということになる、やっぱり私たちは教科書選定しかないんだらうというふうに思っているんですよ。

ですから、指導主事の先生方から、今、現場に適合したい教科書が候補として挙げられたというようなことをお聞きして安心したんですが、ぜひ、例えば地域、これからできることというのは、先ほど六中の写真とか、そういうのが出ていましたけれども、そういったことで関心を引いていくような教科書とか、あるいは先生方が研修を深めるときに、やっぱりここに編集、著作者というのがあって、これが聖徳とかいろいろ、そういうところの先生方に来ていただいて、この趣旨を話ししていただくというふうな、そういうことで手助けをしていくということが可能なんじゃないかなというふうに思うんですね。

ですから、ぜひ教科書の選び方、おまえらが間違っただから学力が落ちたというようなことにならないように、ぜひ指導主事の先生方にこれを、趣旨を徹底していただいて、より効果

的に使えるようにお願いをしたいなというふうに思います。

以上です。

教育長職務代理者 そうですね。

ほかにいかがでしょう。

山田委員 いいですか、何回も。もうこれで最後にします。

先ほどの学力状況調査のお話もありましたけれども、もしかしたらエリア的にとか学校によってとかという差もあるのかもしれませんが、1つのクラスの中にでも、できる子は問題ないと思うんですが、やはりちょっとおくれがちの子に、例えばこの教科書であれば、全量を同じようにはこなせないけれども、こういう活用の仕方をする、最低限なぞれるというような研究というものを、指導課のほうでなさっているのであれば、そういう活用方法について共有するというようなことがあったらいいんだろうなと思うんですね。

先ほど来、この教科書はレベル高いんですか、低いんですかってお聞きしても、多分、私も見比べても、どれが高いか低いというのは余りない。だとしたときに、ただ、その特徴の中で、いろんな見出しとか取り組みの方の中で活用ができるとすれば、ぜひその経験値を指導課のノウハウで補えるのであれば、ぜひそのことを、今回決まる教科書の中でも研究を深めていただいて、共有していただきたいなと思います。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

教育長 まず、長い時間お疲れさまでした。ありがとうございました。

進め方について、次の採択時期にいるかもしれないし、もう一回経験される人もいるかもしれませんが、まず、前回つくってもらった説明資料あります。この中の(3)の生徒への適合という項目の部分を、松戸市の生徒への適合というふうに変えてもらいたい。そのほうが話は早いです、こっちの議論が。それが1つ。ぜひ記録に残しておいて、次回お願いします。

もう一つは、きょう試しにやってもらったように、社会科とか、あるいは技術科とか音楽科のように、教科書が重なったりするところはやっぱり一緒に、松戸市内だけでも一緒にやってもらったほうが、もし、さっきの地図帳はちょっと議論はあると思うんですけど、その辺をぜひ指導課で検討してもらいたいなというふうに思います。これは進め方について、2つ目。

それからもう一個は、今話題になっていました勉強会というか、以前、この中だと菊池さ

んと一緒に指導課にいたときに、白鷗だったかな、どこかの大学で、いろんな出版社の教科書を勉強する機会があったんですよ、指導主事が。私も一緒に行ったんですけども、すごくおもしろかったんです。それで、教科書の勉強を、まずは指導主事の皆さんがやったほうが、私は絶対いいと思うんです、それも複数のね。これはお金かかりませんから、8月いっぱいまでは教科書会社との接触はだめだし、そういうことは絶対やっちゃだめです。これはもうルールですから。でも、9月以降は、これはもうフリーですから、もしそういうチャンスがあれば、絶対出かけて行ってやってもらいたいんですよ。そうすると、いろんなことが見えてくる。やっぱり執筆者とか、あるいは編集者の、編集者の持っている指導要領なんていうのは真っ黒ですからね。私なんか、指導要領の冊子が真っ黒になった試しはないです。でも、それぐらい読み込んでいるということですよ。そういう人たちがつくっている、こういう一冊一冊なわけだから、やっぱりそういう人たちのいろんな考えを、このページはこうやって使ってほしいというふうなことを聞くとやっぱり、それと聞かないのでは、えらい違いだと思うんです。

それを踏まえた上で、ぜひ、さっき部長からもあったように、各学校あるいは各教科ごとの勉強会というのを先生方に体験してもらおうと、絶対、特に若い人ほどインパクトは大きいし、授業力の向上に絶対つながると思うんで、ぜひその辺を指導課全体で意識してもらいたいというふうに思います。よろしくお願いします。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

僕が聞きたいのは、今回の採択会議に教育長は出られて、全体の雰囲気として、採択会議ではどんな様子だったかということもお話しできますか。

教育長 わかりました。

これで何回目かわからないですけども、一番最初に出たときに、どうせ最初から決まっているんだろうとか、いいかげんなことはないと思うんですけども、というふうな先入観がありました。ところが行ってみると、投票ですので1票の差で決まります。

今回も、実は数学はもめました。もめたというのは、出版社名は言えないですけども、まだ。1回の投票では決まりませんでした。それぐらい各委員さんたちが真剣に資料を読み込んだり、教科書を実際見たりして、意見を闘わせて、真剣に決めています。これはもうお世辞でも何でもなくて。なので悩みます、私たちも。

その中で、私が議論したかったのは小中連携だったのです。小学校と中学校の教科書が同

じほうが絶対連携やりやすいし、例えば来年度、私が指導課さんに連携のカリキュラムをつくってくださいってもしお願いしたとしたら、絶対に出版社が同じほうがやりやすいですよ。そういう視点で議論をしたつもりだったのに、数学なんかは全然違う結果になったんで、あれってというふうに思ったんですけれどもね。

いろんな視点で、ですから、そうやってみんなで議論して、こういう結果に採択協議会のほうはなりましたので、さっき言ったように、ぜひみんなで勉強して、その結果を尊重して、子供たちに力になるように努力をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

教育長職務代理者 そうですね、ありがとうございます。

東葛地区の西部採択協議会では、完全に中立公平に教科書の採択決定をやっているということ。それを僕は今理解しました。そういう中での採択決定に基づいて、我々はきょう、この教科書について議論をしてきました。

そこで、最終的に採決をとりたいと思います。

もし、最後に何か一言言いたい方がおられたらお聞きしますけれども、よろしいですか。採決してよろしいですか。

それでは、議案第26号につきましては、個々の説明と質疑は終了したということで、議案第26号について採決をいたします。

議案第26号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ご異議がないものと認め、議案第26号は原案どおり決定いたしました。

以上で秘密会を終了いたします。

本日の議題は以上です。

関係職員及び傍聴人の入室を許可いたします。

(関係職員等入室)

◎その他

教育長職務代理者 その他に移ります。

事務局より何かございますか。

生涯学習部長 1点、ご報告でございます。

先般、新設小学校東松戸小学校でございますけれども、説明会をさせていただきました結果につきまして、ご報告を申し上げます。

7月11日土曜日、東部小学校112名、松飛台小学校71名の方、それぞれご参加をいただいております。また、翌日7月12日日曜日でございますが、地域住民の説明会ということで、東部スポーツパークにて説明会を開催させていただきました、36名の方のご出席をいただきまして、滞りなく説明会のほう終わらせていただいております。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

何かお聞きしたいことありますか。

山田委員 ご質問とかご意見が何かあれば、特筆すべき。

生涯学習部長 質問につきましてはいろいろと、通学路の関係、それからあとは選択制の関係ですかね、そういったもののご質問が非常に多くて、あと地域の地元住民の方たちにつきましては、今の工事の進捗状況やら、それからあとクレーン車の、今、工事現場のところにクレーン車がございまして、その辺のところ、いつ頃まであのクレーン車が設置されているのかとかというようなこと、あと植栽の関係等、いろいろとご質問がございました。

学校教育部長 つけ足しとなりますが、前回の説明会よりも、かなりたくさんの方が参加していただきました。生涯学習部長のほうからありましたように、開校を期待するような質問が全般的に多かったように感じました。準備をしっかりと進めていきたいなと思います。

松田委員 選択制というのは、実態や声として、ほかの学区から来たいということか、それとも、東松戸小学校から出ていきたいということですか。

学校教育部長 選択制のその手続がいつ頃になるのかとか、そういうような、担当課から説明したことに対するかわり方ですね。そして、当然のことながら、新設小学校の学区以外からの方も参加しておりますので、その部分の質問が多かったですね。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

委員の皆さんから何か報告事項はありますか。

ないということで、議事進行を教育長にお戻しします。

教育長 長時間、ありがとうございます。

それでは、次回の教育委員会会議の日程について、事務局、お願いします。

教育企画課長 すみません。本日はいろいろと不手際がございまして、大変申しわけございませんでした。

それでは、平成27年9月定例会でございますが、平成27年9月10日木曜日、総合教育会議終了後、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうかということになります。

今のところ、総合教育会議を2時から予定しておりますので、それが1時間半ぐらいはかかるのかなと思っておりますので、めどとしては4時ぐらいからというふうになるかと思えます。

以上でございます。

教育長 皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、確認いたします。次回教育委員会会議は、平成27年9月10日、総合教育会議終了後、ここ5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、平成27年8月定例教育委員会会議を閉会いたします。

長い時間、ありがとうございました。

閉会 午後 7時10分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員